

令和3年2月

知 多 市

はじめに

私たちのまち、知多市は、豊かな自然環境に恵まれた緑園都市として発展し、この豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、平成12年に「知多市環境基本条例」を制定し、市民の皆様のご協力のもと、様々な環境問題に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、地球規模での温暖化や異常気象、世界的な海洋プラスチックご み問題など、我々を取り巻く環境問題は複雑化、多様化しており、環境保全への総合的 かつ計画的な取り組みが今まで以上に重要になってきています。将来の世代に豊かな環 境を引き継いでいくために、私たちも、何ができるかを考え、行動し、未来につなげて いかなければなりません。

このたび本市では、「つくる、つたえる、つなぐ ~未来に続く ふるさと知多~」を基本理念に掲げた、第3次知多市環境基本計画を策定しました。市民、事業者、市による協働をより一層進め、ふるさと知多を未来へとつなげていくとともに、環境に配慮した行動が自らできる人材を育成し、持続可能な社会と地域の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました知多市環境審議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントやアンケート等により貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年2月



知多市長 宮 島 壽 男

目 次

| 第1章 計画の性格 | |
|-----------------------------|-------|
| 1-1 計画策定の背景 | 1 |
| 1-2 計画の位置付け | 2 |
| 1-3 市民協働 | 3 |
| 1-4 対象とする環境の範囲 | 3 |
| 1-5 計画の期間 | 4 |
| 1-6 対象地域 | 4 |
| 第2章 環境の現状と市民・事業者の意識 | |
| 2-1 環境の現状 | 5 |
| 2-2 市民・事業者の意識(令和元年度意識調査) | 8 |
| 第3章 基本理念と基本目標 | |
| 3-1 基本理念 | |
| 3-2 基本目標 | |
| 3-3 施策の体系 | 23 |
| 第4章 目標を達成するための取組と役割 | |
| 4-1 基本目標1 学びと協働で、よりよい環境をつなぐ | |
| 4-1-1 次代を担う環境びとづくり | |
| 4-1-2 みんなが参加できる仕組みづくり | |
| 4-1-3 多様なつながりづくり | 28 |
| 4-2 基本目標2 地球温暖化対策に向き合い、実践する | まち 30 |
| 4-2-1 低炭素なくらし・基盤づくり | 32 |
| 4-2-2 再生可能エネルギーの利用促進 | 34 |
| 4-2-3 気候変動への適応の推進 | 38 |
| 4-3 基本目標3 資源を節約し、循環利用するまち | 40 |
| 4-3-1 ごみの減量と資源化の推進 | 40 |
| 4-3-2 廃棄物処理の適正化 | 42 |

| 4-4 基本目標4 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち 44 | 4 |
|---|---|
| 4-4-1 生物多様性の保全 48 | 3 |
| 4-4-2 人間活動と自然の調和 50 |) |
| 4-5 基本目標5 安全・安心・快適に暮らせるまち52 | 2 |
| 4-5-1 大気環境・水環境の保全52 | 2 |
| 4-5-2 快適な生活環境の保全 54 | 4 |
| 第5章 推進体制と進行管理 5-1 推進体制 56 5-2 進行管理 57 | |
| 資料編 | |
| 知多市環境基本条例 59 | 9 |
| 知多市環境美化条例 64 | 4 |
| パブリックコメント 67 | 7 |
| 環境審議会68 | 3 |

第1章 計画の性格

1-1 計画策定の背景

本市は、昭和45年9月に市制を施行し、中部圏の中枢である名古屋市の周辺都市として発展してきました。市域である名古屋南部臨海工業地帯の名古屋港北浜ふ頭及び南浜ふ頭には、火力発電、石油精製、都市ガス供給、食料品・飼料製造等の企業が操業しています。 平成9年には南5区に新舞子マリンパークがオープンし、多くの人が訪れています。

一方、背後丘陵部では宅地開発が進み、市制施行時4万人に満たなかった人口は、平成 8年には8万人を超え、その後も住宅都市としての発展を遂げてきました。

これまで本市では、都市の発展に伴う生活環境問題や公害問題、市民の日常生活に起因する廃棄物の増大や生活騒音などの身近な環境問題、さらには地球温暖化など地球規模の環境問題にも目を向け、様々な環境問題に取り組んできました。しかしながら、近年の環境問題は、気候変動に伴う自然災害リスクの増大、世界的な海洋プラスチックごみ問題など、ますます広範で複雑化、多様化してきています。また、新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換が進みつつあり、今後も長期的には、気候変動の影響による感染症のリスク増大も懸念されていることから、市民生活や経済への影響なども鑑みながら、感染症対策とともに環境面からも対応を進めていく必要があります。

平成 27 年 12 月にはCOP21(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)でパリ協定が採択され、世界的に本格的な脱炭素社会に向けた取組が加速しています。また、国の第五次環境基本計画では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連、複雑化してきており、地球規模で環境が危機的状況にあることから、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられたSDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決することが重要としています。令和 2 (2020) 年 10 月には、国により、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが宣言され、経済と環境の好循環による「グリーン社会の実現」に向けて大きく舵が切られています。

本市では、平成12年3月に「知多市環境基本条例」を制定し、第8条の規定により、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「知多市環境基本計画」を平成14年3月に策定しました。さらに平成23年3月には「第2次知多市環境基本計画」を策定し、「一人でがんばる」ではなく、「みんなで少しずつ」という意味の「一人の百歩よりも百人の一歩」をめざして、市民、事業者、市の協働により、様々な環境問題に取り組んできました。

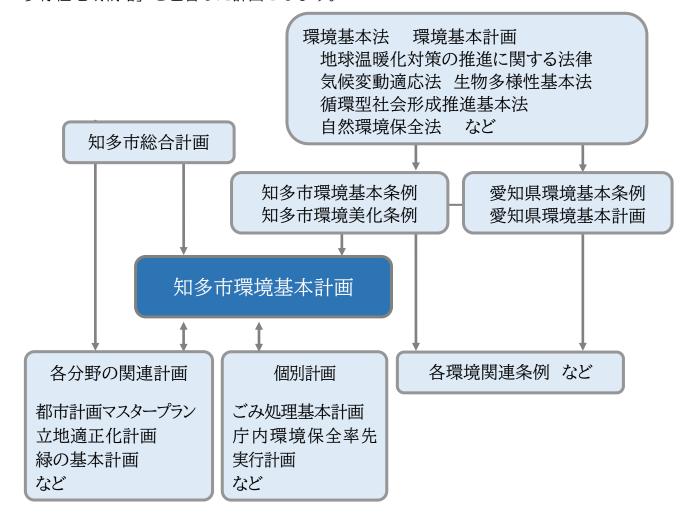
本市の環境をより良好なものとし、将来の世代が安心していつまでも住み続けられる持続可能な社会の実現を加速させていくためには、これまで以上に市民や事業者などとの協働を進めるとともに、次代を担う子どもたちが環境への理解を深め、持続可能な社会の担い手となっていく必要があります。その中で、大人も子どもたちと共に学びながら、取組や活動の輪を拡げ、次代につなげていく必要があります。

持続可能な社会を形成するため、社会状況の変化や、本市を取り巻く環境の変化を踏ま え、第3次知多市環境基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。

1-2 計画の位置付け

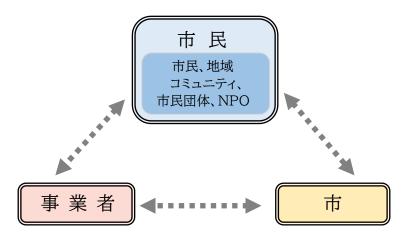
本計画は、知多市環境基本条例第8条の規定による計画であり、本市の環境に関しての総合的な指針となるもので、第6次知多市総合計画の下位計画として、本市の将来像を環境面から補完します。また、知多市環境基本条例第9条の規定により、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定や実施の際には、本計画との整合を図ることが必要となります。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定による「知多市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、生物多様性基本法第 13 条の規定による「知多市生物多様性地域戦略」を包含した計画とします。



1-3 市民協働

市民、事業者の協力なしには、「持続可能な社会」は実現することができません。市民、事業者、市がそれぞれの立場から取組を進め、協働と役割分担により、施策目標の実現をめざします。



1-4 対象とする環境の範囲

本計画は、本市の環境の保全に関する総合的な計画で、その対象とする範囲は概ね以下のとおりとします。

対象とする環境の範囲

| 分 野 | 具体的な項目例 | | |
|------|--|----|--|
| 生活環境 | ○大気、水質、騒音、悪臭、化学物質 ○廃棄物、環境美化 | など | |
| 自然環境 | ○生物、里山・緑地、水辺環境、農地○水循環 | など | |
| 地球環境 | ○地球温暖化、気候変動 ○資源・エネルギー | など | |

1-5 計画の期間

本計画は、将来世代にわたる長期の視点を持ちながら、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画の期間とします。なお、環境を取り巻く諸情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しを行っていきます。

1-6 対象地域

本計画の対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、大気環境、流域圏、地球規模など広域的に解決すべき環境問題については、近隣自治体との協力体制の強化や関係機関等との連携を図ります。



第2章 環境の現状と市民・事業者の意識

本市の環境に関わる現状及び市民や事業者が本市の環境に対してどのように考え、環境保全のために何に取り組むべきと考えているかについて、令和元年度に実施した市民、事業者、若年層(中学生)の意識調査から整理します。

2-1 環境の現状

(1) 生活環境

本市は名古屋南部臨海工業地帯を擁し、進出企業と法令より厳しい公害防止協定等を締結しています。また、臨海工業地帯の東側に幅約100m、長さ約6kmの緩衝緑地帯(グリーンベルト)を設け、住工分離を図っています。

大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類については、環境基準を達成しており、経年的には、概ね横ばいに推移しています。光化学オキシダントについては、環境基準が達成されていませんが、県内平均、名古屋区域と比較すると低くなっています。降下ばいじんは昭和 40 年代と比較すると3分の2程度に減少しているものの、近年は横ばい傾向となっています。

市内5河川及び海域の水質は、「人の健康の保護に関する環境基準」については、すべての調査地点で環境基準を達成しています。また、下水道普及率は95.5%(令和元年度末現在)で、県内では名古屋市に次いで2番目に高い普及率となっています。

環境騒音については、全時間帯で環境基準に適合しています。道路に面する地域における自動車騒音常時監視については、令和元年度実績では、昼間の時間帯は沿道の住居等9戸(3.7%)で環境基準に適合しませんでしたが、夜間の時間帯は全戸で環境基準に適合しています。

生活環境に関わる苦情として、空き地の雑草やペットの飼育マナーに対するものが多数寄せられており、市民のモラルやマナー向上のための啓発や地域ねこ活動に取り組んでいます。



大気汚染自動測定器



道路交通騒音測定

本市では、ごみと資源の概念を明確に区分し、地域回収と集団回収の2方式からなる知多市方式の資源回収を実施してきました。平成29年度から、指定ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せした「家庭系収集ごみの有料化」と「資源回収品目の拡大」を実施し、ごみの減量と資源化の推進に向けた取組を段階的に進めています。家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度時点で532gで、有料化前の平成28年度から100g減少しましたが、有料化2年目以降は横ばいとなっています。

資源回収の拠点であるリサイクルプラザでは、資源化を推進するため、回収品目(小型家電、剪定枝など)や、排出機会(容器包装プラスチック類の拠点回収、店頭回収など)を段階的に拡大しており、各種教室の開催や情報の提供を行っています。また、水銀を適正に処理するため、水銀使用廃製品の回収を実施しています。

市民主体の取組としては、マイバッグ運動やフリーマーケットの開催、地域環境美化 のためのクリーンキャンペーンなど、多様な環境保全活動が展開されています。

ごみ処理施設の広域化への対応として、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の「知 多北部地域ごみ処理広域化計画」に基づき、東海市との広域処理に向け、新たなごみ処 理施設である西知多クリーンセンターの令和5年度完成をめざしています。

地域の環境美化のため、「みんながみんなでクリーンキャンペーン」を地域住民が一体となって取り組んでいます。



クリーンキャンペーン



フリーマーケット

(2) 自然環境

市域の3分の1を田や畑、森林などの緑が占めており、西側には海岸線を有しています。「緑園都市」を掲げる本市では、市内各所に里山や公園などの緑が存在し、市民にとって身近な空間となっています。臨海部の緩衝緑地帯として整備されたグリーンベルトは、多様な動植物が生息する貴重な緑の回廊となっています。

市民1人当たりの都市公園面積は、9.1 m (令和2年4月1日現在)となっています。 南西部には新舞子マリンパーク、東部には佐布里緑と花のふれあい公園など、海や池と 隣接する公園があり、市民の憩いの場となっています。

佐布里池周辺の水と緑、新舞子の海辺といった、自然環境と人々の営みとがあいまった、多様な景観が折り重なっています。古くから農業も盛んで、広がる農地と点在するため池が、懐かしい田園風景と生き物が生息する自然環境を創り出しています。

グリーンベルトで自然観察を行う「自然調査隊」、臨海工業地帯の事業所や市の施設の環境保全に対する取組やビオトープでの自然観察などを通して、小学生を中心とした親子が環境について考える「エコツアー」などの自然と触れ合う機会や場を創出しています。また、市内の里山では、様々な活動団体が、子どもたちへの環境学習や里山保全活動を行っています。



自然調査隊



エコツアー

(3)地球環境

市内では、新舞子マリンパーク風力発電施設やソーラーパーク新舞子などの施設が設置され、多彩な新エネルギーについて学べる「あいち新エネルギーパーク」が立地しており、また公共施設への太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーの導入が進められています。

清掃センターでは、ガス化溶融方式を採用し、ダイオキシン類の排出を抑えるととも に、排ガス中のエネルギーを利用した発電を行い、環境への配慮やエネルギーの有効利 用をしています。

南部浄化センターでは、平成30年度からスタートした「あいち低炭素水素サプライチェーン」に参画し、下水処理で発生する再生可能エネルギーであるバイオガスを、都市ガス原料としてガス事業者に供給しています。また、下水汚泥を乾燥させた肥料(緑園エース)を市民などに販売し、下水汚泥の有効利用にも努めています。

2-2 市民・事業者の意識(令和元年度意識調査)

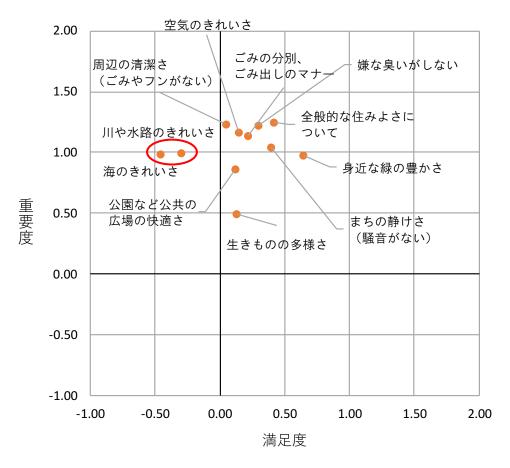
本調査は、本計画の策定に当たり、市民、事業者、若年層(中学生)のニーズと今後の課題を的確に把握し、市民などの意向を計画に反映するために実施しました。

| 市民意識調査 | 調査対象:市内在住の満 18 歳以上の男女/標本数:1,000 人、 |
|--------------|------------------------------------|
| (令和2年2月実施) | 有効回収数:444 票、回収率:44. 4% |
| 事業者意識調査 | 調査対象:無作為に抽出した市内の事業者/標本数:100 事業者、 |
| (令和2年2月実施) | 有効回収数:35 票、回収率:35.0% |
| 若年層(中学生)意識調査 | 調査対象:市内の中学2年生全員/標本数:837 人、 |
| (令和2年2月実施) | 有効回収数:727票、回収率:86.9% |

(1) 住んでいる周辺環境の評価

住んでいる周辺環境の市民評価は、市民評価によると、「海のきれいさ」や「川や水路のきれいさ」など、『水辺環境のきれいさ』が重点課題となっています。

●住んでいる周辺環境の評価(市民)



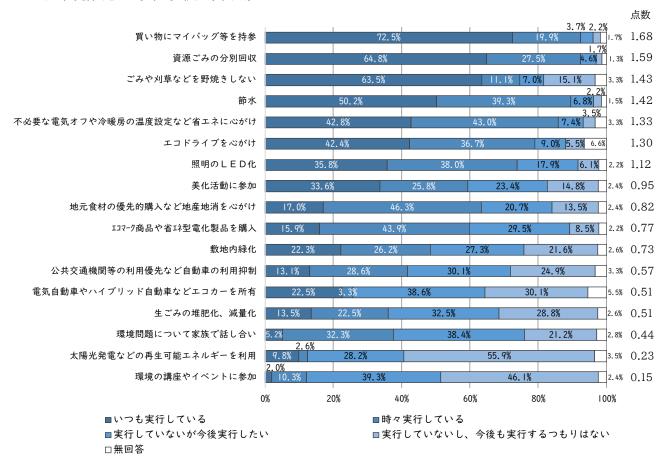
※満足度は、「満足」2 点、「やや満足」1 点、「ふつう」0 点、「やや不満」-1 点、「不満」-2 点として、 重要度は、「非常に重要」2 点、「重要」1 点、「どちらともいえない」0 点、「さほど重要ではない」-1 点、 「重要ではない」-2 点として、点数化

(2)環境配慮の取組状況について

市民の環境配慮への日常的な取組として、「買い物にマイバッグ等を持参」、「資源ごみの分別回収」、「ごみや刈草などを野焼きしない」、「節水」が上位となっています。ごみの分別や省エネルギー・省資源などにおける取組が一定程度進んでいます。

一方、「環境の講座やイベントに参加」や「環境問題について家族で話し合い」などの環境学習や、「太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用」、「生ごみの堆肥化、減量化」、「電気自動車やハイブリッド自動車などエコカーを所有」や「公共交通機関等の利用優先など自動車の利用抑制」などの取組があまり進んでいない状況です。

●環境配慮の取組状況(市民)



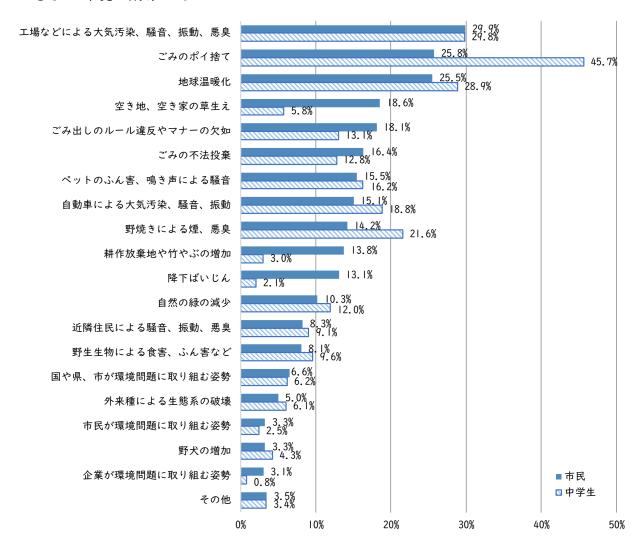
※グラフの右の点数は、(「いつも実行している」2点+「時々実行している」1点)/回答者数として点数化

(3) よい環境の妨げとなっていること

よい環境の妨げとなっていることとして、市民では、「工場などによる大気汚染、騒音、 振動、悪臭」、「ごみのポイ捨て」、「地球温暖化」の問題意識が高くなっています。

若年層(中学生)では、「ごみのポイ捨て」や「野焼きによる煙、悪臭」などの身近な環境への問題意識が、大人よりも高い状況です。

●よい環境の妨げとなっていること



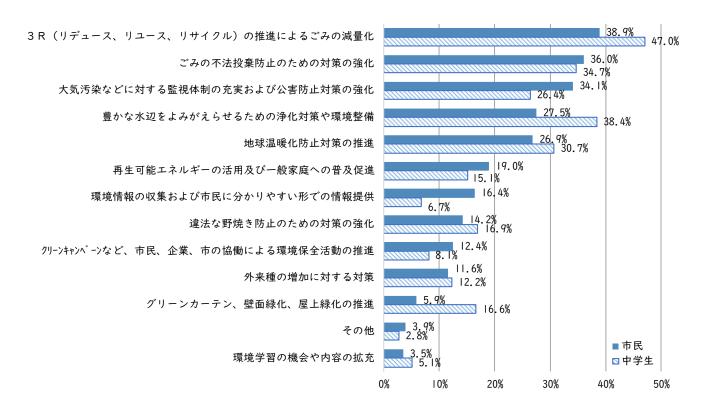
(4) 市に期待すること

市に期待することとして、市民では、「3Rの推進によるごみの減量化」、「ごみの不法 投棄防止のための対策の強化」、「大気汚染などに対する監視体制の充実および公害防止 対策の強化」など、身近な生活環境を良くする取組への期待が高くなっています。

また、住んでいる周辺環境の評価において重点課題とされた『水辺環境のきれいさ』に対応する「豊かな水辺をよみがえらせるための浄化対策や環境整備」や、良い環境の妨げとなっていることとして問題意識が高い「地球温暖化防止対策の推進」も高くなっています。

若年層(中学生)では、「豊かな水辺をよみがえらせるための浄化対策や環境整備」への期待が、より高くなっています。

●市に期待すること

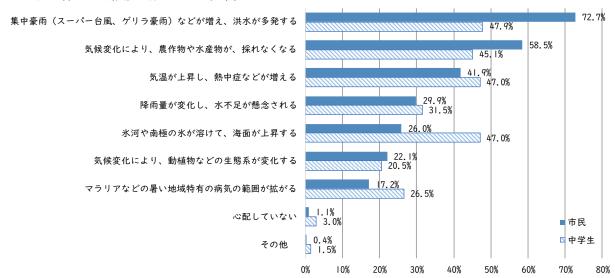


(5)地球温暖化対策について

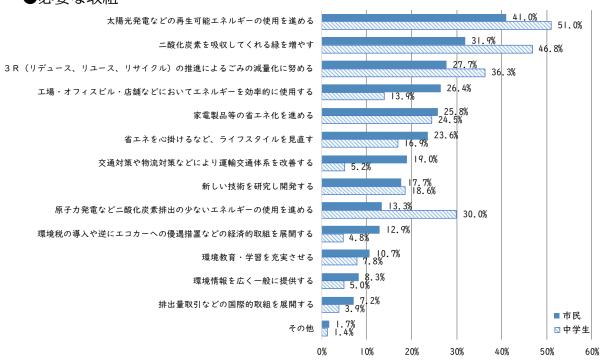
心配な気候変動による影響について、市民では、「集中豪雨などが増え、洪水が多発する」、「気候変化により、農作物や水産物が採れなくなる」、「気温が上昇し、熱中症などが増える」が高く、若年層(中学生)では、市民と同様の項目のほか、「氷河や南極の氷が溶けて、海面が上昇する」も高くなっています。

必要な取組について、「太陽光発電などの再生可能エネルギーの使用を進める」が最も高く、そのほか、「二酸化炭素を吸収してくれる緑を増やす」、「3Rの推進によるごみの減量化に努める」、「工場・オフィスビル・店舗などにおいてエネルギーを効率的に使用する」、「家電製品等の省エネ化を進める」が高くなっています。

●心配な気候変動による影響



●必要な取組



(6)生物多様性について

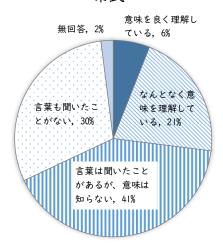
生物多様性に対する理解度は、「意味を良く理解している」と「なんとなく理解している」を合わせて、市民が27%、若年層(中学生)が52%と若年層の理解度が高くなっています。

実行していることについて、「旬の食材や、自分が住んでいる地域でとれたものを食べる」が高く、そのほか「省エネなど地球温暖化防止に配慮したライフスタイルを心がける」、「飼えなくなったペットを捨てない」、「海、山、川などに行き、身近な自然を楽しく体験する」も高くなっています。

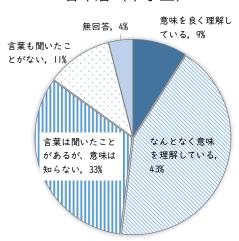
市に求めることについて、「公園や緑地の整備、森林の保全・再生など、自然環境を保全する事業を実施する」が最も高く、そのほか「小中学校で自然観察や生き物に関する取組を行う」、「保全活動をしている市民団体や企業、市民と協力し、活動をしやすい環境をつくる」が高くなっています。若年層(中学生)では、「動植物の保護事業などを実施する」も高くなっています。

●理解度





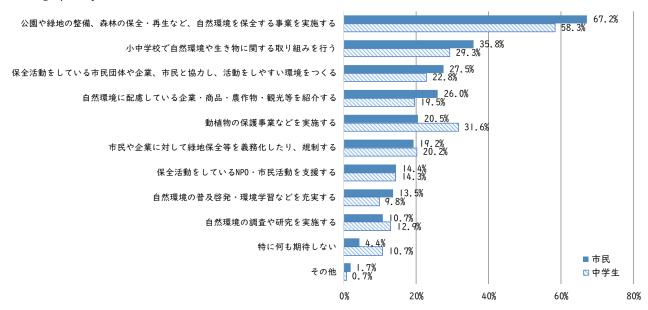
<若年層(中学生)>



●実行していること

56.8% 旬の食材や、自分が住んでいる地域でとれたものを食べる 46.5% 44.8% 省エネなど地球温暖化防止に配慮したライフスタイルを心がける 27.5% 35.6% 37.8% 飼えなくなったペットを捨てない 34.5% 39.3% 海、山、川などに行き、身近な自然を楽しく体験する 12.2% 9.6% 生物多様性の保全に貢献している企業の商品やサービスを選ぶ 6. フェア・トレード商品の購入などを通じて、発展途上国の適正な産業活動を守る 4.4% 生物多様性に関わる観察・調査・保全・再生活動に参加する 12.0% 15.7% 特に何もしていない 23.0% ■市民 その他 3.1% □中学生 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%

●市に求めること

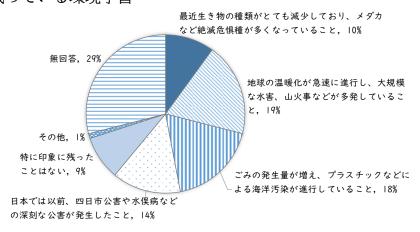


(7) 若年層(中学生)の環境学習・環境活動について

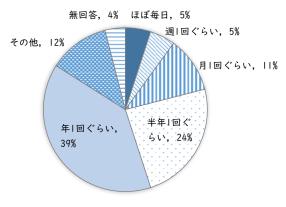
若年層(中学生)が最も印象に残っている環境学習は、「地球の温暖化が急速に進行し、 大規模な水害、山火事などが多発していること」や「ごみの発生量が増え、プラスチックなどによる海洋汚染が進行していること」が高くなっています。

環境活動への参加状況は、「年1回ぐらい」が39%と最も高くなっています。

●最も印象に残っている環境学習



●環境活動への参加状況



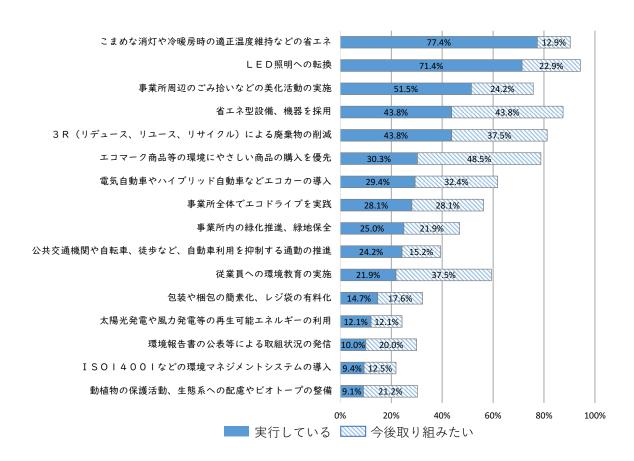
(8) 事業者の意識について

事業者が行っている環境保全活動として、すでに実行している取組としては、「こまめな消灯や冷暖房時の適正温度維持などの省エネ」、「LED照明への転換」が高くなっています。今後取り組みたいものも含めると、「省エネ型設備、機器を採用」、「3Rによる廃棄物の削減」、「エコマーク商品等の環境にやさしい商品の購入を優先」などへの関心が高くなっています。

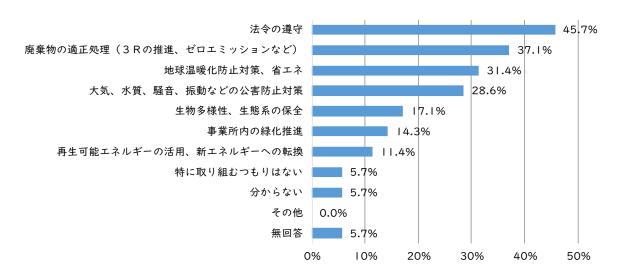
多くの企業が社会的責任として環境保全に取り組んでおり、今後力を入れていくべき と考える活動としては、「法令の遵守」や「廃棄物の適正処理」、「地球温暖化防止対策、 省エネ」、「大気、水質、騒音、振動などの公害防止対策」が高くなっています。

また、環境保全に取り組むに当たって、人材や資金、情報の不足が課題となっています。

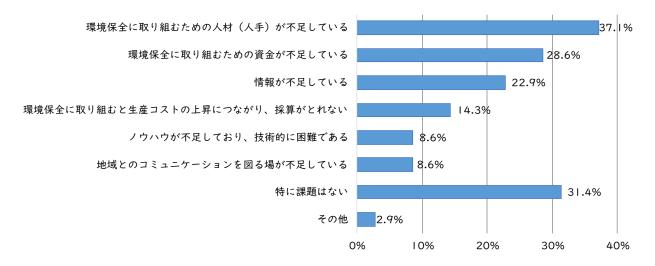
●事業者が行っている環境保全活動



●力を入れていくべきと考える環境保全活動(3つまで選択)



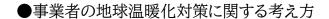
●環境保全に取り組む際に課題と感じること

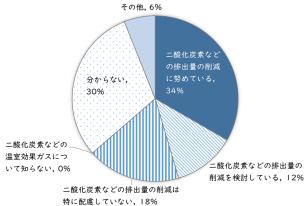


地球温暖化対策について、「二酸化炭素などの排出量の削減に努めている」事業者は 34%、「削減を検討している」事業者は 12%と、取り組む意向のある事業者は、半数以下 となっています。

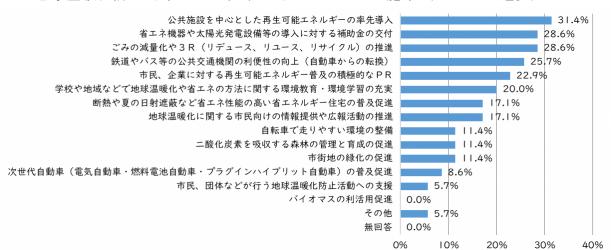
市が力を入れるべき地球温暖化対策は、「公共施設を中心とした再生可能エネルギーの率先導入」、「省エネルギー機器や太陽光発電設備等の導入に対する補助金の交付」、「ごみの減量化や3Rの推進」、「鉄道やバス等の公共交通機関の利便性の向上」が高くなっています。

省エネルギー対策を進める上で、特に支援を希望する内容としては、「省エネ対策のための国や県・市町村の助成制度などの分かりやすい情報提供」、「設備投資に対する補助金や低利の融資制度の創設」などとなっています。

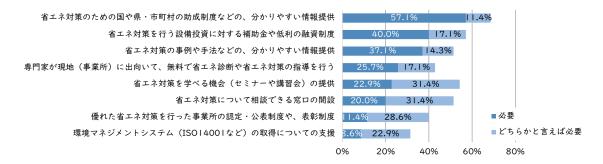




●地球温暖化防止対策として、市が力をいれるべき施策(3つまで選択)



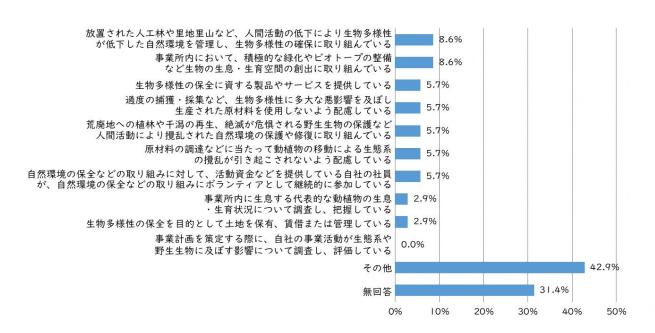
●貴事業所が省エネ対策を進めるうえで、市に支援を希望する項目



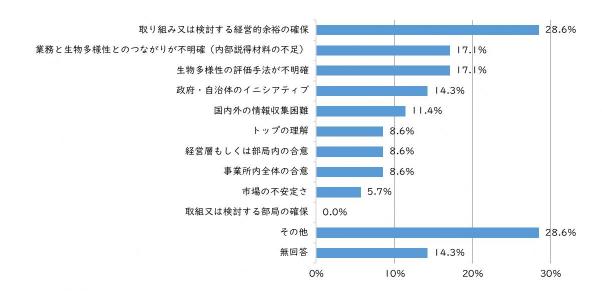
生物多様性の保全及び利用に関する取組について、いずれの取組も1割以下と少ない 状況です。しかしながら、前設問で回答のあった環境保全活動として「事業所内の緑化 推進、緑地保全」は25%となっており、また、今後力を入れていくべき活動として17% の企業が「生物多様性、生態系の保全」と回答しており、取組の拡大が期待されます。

取組を行うための課題として、「取組又は検討する経営的余裕の確保」、「業務と生物多様性とのつながりが不明確」、「生物多様性の評価手法が不明確」が高くなっています。

●生物多様性の保全に関する具体的な取組内容(3つまで選択)



●生物多様性の保全及び利用に関する取組を行うための課題(3つまで選択)



第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

つくる、つたえる、つなぐ ~未来に続く ふるさと知多~

「つくる」 環境に配慮した持続可能な地域づくり、人材づくりを進める。

「つたえる」 次代を担う子どもたちに環境学習の場を提供することによって、 環境の大切さやふるさとを守る気持ちを伝えていく。

「つなぐ」 持続可能な社会、私たちのふるさと知多を、未来へつなげていく。

前計画においては、「みんなでつくり 次世代につなぐ わたしたちのふるさと ちた」を基本理念として、様々な取組を進めてきました。

これからも、わたしたちが誇りと愛着を持つことができるふるさと知多を実現していくため、私たち一人ひとりの想いと行動を積み重ね、環境に配慮した持続可能な地域づくりと人材づくりを進めること(つくる)、そして、持続可能な社会としての私たちのふるさと知多を未来へつなげていくこと(つなぐ)を大切にしていきます。

さらに、未来に向けてより一層の取組を進めていくため、「つくる」と「つなぐ」を支え、発展させていく要素として、次代を担う子どもたちに環境学習の場を提供することによって、環境の大切さやふるさとを守る気持ちを伝えていく、「つたえる」を大切にしていきます。

持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals)

SDGSは、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」に掲げられた目標で、17のゴールと169のターゲットからなりま す。社会・経済・環境の様々な課題等に統合的に取り組むことにより、「誰一人取 り残さない」持続可能な社会の実現をめざしています。

国においても、「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)において、環 境・経済・社会の課題は相互に密接に連関しており、複雑化してきているとした上 で、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向かうためには、「SDGSの考 え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境 分野の大きな原則としてSDGsの考え方が組み込まれています。

本市では、「第6次知多市総合計画」において、SDGSは「理想の未来」に通 じるものであり、「理想の未来」を実現するための様々な取組を通してSDGsを 推進していくとしています。本計画においても、SDGsの考え方を踏まえ、市 民、事業者、市のすべての主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、環境・経 済・社会の統合的向上と持続可能な社会の実現をめざしていきます。

SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE GOALS





















出典:国際連合広報センター

持続可能な社会の実現のイメージ



持続可能な社会の実現

3-2 基本目標

(1) 学びと協働で、よりよい環境をつなぐまち

「持続可能な社会」を実現するためには、地域や地球の環境に関心を持ち、一人ひとりが自らできることを考え実行する、環境に配慮する人づくりがとても重要です。 また、次代によりよい環境をつないでいくためには、一人ひとりの取組を地域や世代、 分野を越えて協働し、展開につなげていく必要があります。

本市では、これまで環境学習への積極的な取組や、クリーンキャンペーンなどの活発なコミュニティ活動を展開してきました。今後も引き続き、持続可能な社会のための学習機会を充実し、特に次代を担う子どもたちが環境への理解を深め、持続可能な社会の担い手になることをめざします。これら環境学習のよりいっそうの充実により、その土台をさらに強固にし、市民、事業者、市の協働でよりよい環境を実現し、次代につなぐまちをめざします。

(2) 地球温暖化対策に向き合い、実践するまち

地球温暖化の進行が深刻な状況となっており、台風の大型化や集中豪雨の増加、熱中症の増加、農水産物への影響など、私たちの暮らしにおいても、その影響と考えられる現象が現れ始めています。化石燃料依存型の社会から脱却し、脱炭素化に向けた社会を構築することは急務となっており、それを支えるための革新的技術の開発と普及、さらには社会やライフスタイルの変革とともに、すでに気候に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」をしていく必要があります。

本市では、風力発電や太陽光発電、あいち低炭素水素サプライチェーンの取組など、 再生可能エネルギーの導入が進んでいます。脱炭素社会の実現を視野に、さらに裾野 を拡げ、「低炭素型ライフスタイル」への転換などによる温室効果ガスの排出抑制と、 再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、地域の実情や特性に応じた気候変動 への適応を推進し、地球温暖化対策に向き合い、実践するまちをめざします。

(3) 資源を節約し、循環利用するまち

ごみ問題は、誰にとっても身近で、今すぐに取り組むことができる課題です。大量 生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、循環型社会へ移行していくためには、普段 から環境意識を持って行動し、取り組んでいく必要があります。 本市では、ごみの減量と資源化を推進するため、指定ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せした家庭系収集ごみの有料化や、資源の回収品目と排出機会の拡大を段階的に進めてきました。また、東海市との広域処理に向け、新たなごみ処理施設である西知多クリーンセンターの令和5年度完成をめざしています。広域処理により、ごみの分別・排出区分の見直しが必要なことから、ごみの排出マナーも含めて、周知・啓発を図ります。これらの取組により、適正に分別・排出されたごみが効率的かつ安定して処理されるとともに、循環型社会の構築に向けて、「もったいないの精神」が浸透して、ものや資源を大切に使い、地域全体でごみの減量や資源化に取り組むまちをめざします。

(4) 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち

生物多様性は、あらゆる生命、すべての人間活動を支える基盤であり、地域特有の 文化の源ともなっています。人間は、自然から様々な恩恵を受けていますが、過剰な 人間活動や地球温暖化の影響を受け、今では、年間4万種もの生物が絶滅していると も言われ、生態系システムそのものの崩壊も懸念されています。

本市は、田や畑、森林などの緑が市域の3分の1を占め、海岸線も有しています。 緑の空間は、市内各所に位置しており、市民にとって身近な空間となっています。これまで「緑園都市」をスローガンとして緑化を推進し、臨海部に形成されたグリーンベルトや人工海浜(ブルーサンビーチ)は、自然に対する人間の適切な働きかけの意義と価値を教えてくれる財産となっています。また、森林や農地、ため池は生き物の貴重な生息空間となっています。これら自然環境の保全や質の向上を図り、生態系ネットワークを始めとした生き物の生息・生育空間の「つながり」を確保することで、人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまちをめざします。

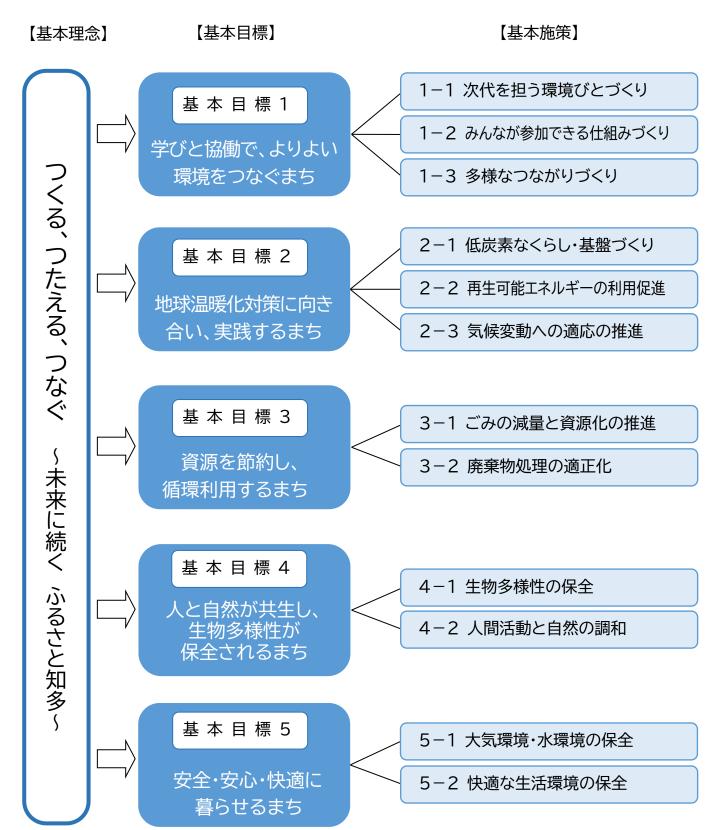
(5) 安全・安心・快適に暮らせるまち

公害のない社会は、わたしたちが安心して、生活を営む上で重要な基盤です。現在 ある生活環境は、当たり前のものではなく、多くの人たちのこれまでの環境を良くす る努力の結晶であり、これからの生活環境を良好なものとして保つためには、引き続 き環境を良くする意識を持つ必要があります。

本市には、名古屋南部臨海工業地帯があることから、引き続き産業公害に対する監視を継続するとともに、市民が被害者になると同時に加害者にもなる生活騒音やペットの飼育マナー、ポイ捨て、不適切な土地管理などの身近な環境問題に対して、地域と連携しながら一人ひとりの意識向上と問題解決に取り組み、安全・安心で快適なまちをめざします。

3-3 施策の体系

本計画の基本理念の実現に向け、市民、事業者、市がそれぞれの立場で協働することで、持続可能な社会の形成をめざし、5つの基本目標に12の基本施策を設定します。



第4章 目標を達成するための取組と役割

4-1 基本目標1 学びと協働で、よりよい環境をつなぐまち

【特に関連の深い SDGs の項目】











4-1-1 次代を担う環境びとづくり

取組

●環境学習の推進

環境問題は、専門家や関心を持った一部の人だけの活動で解決できるものではありません。これからも「一人の百歩よりも百人の一歩」を合言葉に、一人ひとりの知恵と能力を活用しながら、連携、協働していくことが大切です。身近な環境に関心を持ち、「自分ごと」としてその解決のために、自ら学び取り、自主的に取り組むことができる人材を育成する場や機会が求められます。社会状況の変化やニーズを踏まえながら引き続き環境学習を推進し、環境に配慮した行動を心がける人の育成を図ります。

●自然と触れ合う機会・場の創出

生物多様性を実感し、自然の中で自らを取り巻く命を感じることは、環境や命の大切さを心で理解する機会ともなります。知る、学ぶ、遊ぶ、体験するなど、多様な形で自然と触れ合う機会や場の創出に努めます。

●次代の担い手育成【新規】

子どもや若者は、未来の持続可能な社会づくりの中核を担うことが期待される存在 であることから、子どもや若者の学習や活動を支援し、次代を担う人材を育成してい くことが不可欠です。

市内の多様な専門分野の事業者や関係機関等と連携・協力し、幅広い視野から地域の環境を考え、理解し行動する、人材育成のためのプログラムを作成し、次代の担い 手育成を行います。

市

- ○エコツアー、リサイクル創作教室、環境関連施設の見学など、子どもから大人まで、ライフス テージに応じた環境学習を推進します。
- ○次代を担う子どもたちが楽しみながら参加し、環境問題を考え理解できる講座を実施します。
- ○次代の担い手を育成するため、学校教育の中で、豊かな自然と触れ合う機会の充実に努めると ともに、学校などへの環境教育や環境学習への参加を促します。
- ○自然調査隊、竹の学校、樹木医と一緒に歩こう、市民農園など、地域の環境や活動を活かした 環境教育を推進します。
- ○地域団体との連携による自然観察会やグリーンベルトでの自然観察会など、自然と触れ合える環境学習プログラムやイベント等を開催します。
- ○地域や事業者のニーズに対応した環境学習の実施に努めます。
- ○学校と専門家、環境学習プログラムを提供する事業者との連携を図ります。
- ○多様なプログラムを提供するため、研究機関や環境学習施設などとの情報交換や連携を図ります。
- ○環境教育や環境学習の教材となる資料の充実に努めます。
- ○職員自らも環境学習活動に積極的に参加します。
- ○市民や事業者に環境に配慮した行動を呼びかけます。
- ○ウォーキングコースやプレーパークなどを適切に維持、管理します。

市」民

- ○環境関連講座や講演会、イベントなどに積極的に参加します。
- ○次代を担う子どもたちへの環境教育や環境学習に参加、協力します。
- ○地域の状況やニーズを踏まえた環境学習プログラムを企画、提案します。
- ○環境問題に関心を持ち、環境に対する理解を深めたり、身近なことから取り組みます。

事」業」者

- ○環境関連講座や講演会、イベントなどに積極的に参加します。
- ○従業員を対象とした環境教育や環境学習の推進に努めます。
- ○エコマーク等の環境ラベルのついた商品の製造、提供を心がけます。
- ○環境問題や消費行動に関心を持ち、より環境負荷の少ない事業活動をめざします。
- ○次代の環境教育や環境学習に役立つプログラムや人材、場の提供に積極的に協力します。

取組

●わかりやすい環境情報の提供

自らを取り巻く環境の現状や人間(自分)と環境との関わりに気付き、理解することは、環境問題を「自分ごと」とするための第一歩です。エシカル消費など個人で簡単に取り組めることもあり、やってみることで世界が広がることもあります。また、先進的な取組などの情報は、自分にできることを考え、具体的に行動していくうえで参考になります。今後も環境情報や環境学習情報を収集し、広報やホームページ、環境学習の機会などを通して、分かりやすい形で提供するよう努めます。

●地域環境力の向上

自ら地域の課題を見つけ、地域全体としてよりよい環境や地域をつくっていこうという意識や能力を地域環境力と言います。地域環境力が向上することにより、住みよい環境をつくり、地域に住む人々の生き甲斐や活動の場を形成しながら、地域の活性化につなぐことができます。市民参画によるクリーンキャンペーンや公園管理などを通して、地域環境力の向上と、地域における環境活動の活性化を図ります。

●環境に配慮した事業活動の推進【新規】

市民、事業者、市が協働で環境学習や環境活動を推進するためには、事業者も主体的に関わり、事業者の理念や能力を十分に活かせる仕組みをつくることが必要です。 市は、環境配慮や環境活動を行う事業者に、地域での学びの場や講師などを紹介し、 お互いに学びあい、活かしあえる機会の提供に努めます。

コラム エシカル消費

人や社会・環境に配慮した消費行動のことで、倫理的消費とも言います。消費者それぞれが、食べることや使うこと、買い物など毎日の生活の中で、社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行います。

コラム 地域環境力

地域環境力とは、「地域の環境と その保全に取り組む住民の力が統 合的に高まっていくような関係を つくりあげること」です。

環境・経済・社会の統合的向上と 持続可能な社会づくりにおいては、 「地域社会」を中心に考えることが 重要です。



- ○環境や環境学習について、広く情報を収集します。
- ○地域の環境情報の収集に努めます。
- ○広報、ホームページ、学校でのチラシの配布など、環境情報や環境学習情報を分かりやすく提供します。
- ○子どもから大人まで多世代を対象とした環境に関する出前講座や環境関連施設の見学を実施 します。
- ○環境学習や環境活動の講師として、地域の人材を紹介、登用するよう努めます。
- ○自然観察会やクリーンキャンペーン、地域ねこ活動、レジ袋削減・マイバッグ運動、フリーマーケットの開催など市民や地域による自主的な環境学習活動や環境活動を支援します。
- ○市民と市の協働による公園の維持管理や安全対策を進めます。
- ○事業者が環境に配慮した事業活動に取り組めるよう情報提供を行います。
- ○事業者が環境に関する情報交換や交流を図る場を創出するよう努めます。

市」民

- ○環境問題を「自分ごと」として考えます。
- ○環境関連施設の見学を通して、日常生活を見直します。
- ○地域活動、学校などの環境活動に参加、協力します。
- ○環境教育や環境学習などで学んだ知識、活動した経験などを分かち合うよう心がけるととも に、スキルを活かすため市に人材登録を行い、環境学習や環境活動の講師としての役割を担 います。
- ○地球環境や地域環境に関する情報に関心を持ち、情報収集を行います。
- ○自ら地域の課題を見つけ、地域が主体となって、よりよい環境や地域をつくっていくよう努めます。
- ○公園の維持管理活動(草刈り、清掃など)や共同花壇の花植えなどに参加します。

事業者

- ○事業活動において環境に配慮します。
- ○事業活動からの環境負荷を管理し、その結果の公表に努めます。
- ○自らが行う環境活動の情報を地域や市に提供するよう努めます。
- ○市民や学校の環境教育や環境学習に役立つ情報、プログラムの提供に努めます。
- ○職場で環境に関わる研修を実施し、従業員の環境教育を進めます。
- ○地域や市が実施する環境学習や環境活動に協力します。
- ○環境に関する情報交換や交流を図る場に参加するよう努めます。

取組

●多様な連携・協働の推進

身近な自然や地域の環境についての環境教育や環境学習、環境行動を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代の人が、地域の多様な人との関わりの中から学び合い、環境配慮の意識を高め合い、人々のつながりや自分が暮らすまちを大切に思う共感の輪を広げます。そのために、市民、事業者、市がそれぞれ持つ情報の共有と相互の理解を図るため、情報の交換や交流する場を提供します。また、新たに一歩踏み出そうとする人や、取組の輪を拡げようと考える人を支援するために、どこで・誰が・どのような活動をしているのか、どのような仲間や先達がいるのかといった情報の発信に努めます。

●広域連携による地域循環共生圏づくり

地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会の形成をめざす、地域循環共生圏が各地で進んでいます。地域内で資源を循環させるだけでなく、都市部と農村、大都市と地方都市など、他地域と資源を補完し合い支え合うことで、地域の活力を最大限に発揮することが期待されています。

本市においても、市内のみに限らず、地域間で連携した広域的な地域循環共生圏の あり方について検討します。

コラム 地域循環共生圏

地域が特性を活かした強みを発揮し、地域資源が循環する自立・ 分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域特性に応じて他地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークや、人や資金などの経済的つながりを構築していくことで、

国の「第五次環境基本計画」で 提唱されました。地域での SDGsを実践するものとして環 境・経済・社会の課題の同時解 決をめざす点が特徴で、環境で 地域を元気にしようという取 組が各地で始まっています。



地域循環共生圏のイメージ 出典

出典:環境省資料

市

- ○地域の自然や環境について多様な主体が協働で取り組むための場の提供を図ります。
- ○地域の自然や環境について、市民、事業者との情報の共有に努めます。
- ○市民や事業者が行う環境活動を支援します。
- ○市民や事業者が行う環境活動の情報収集、提供に努めます。
- ○市民、事業者相互の環境に関する交流活動やネットワーク化を支援します。
- ○県などが策定する環境についての広域的な計画について、情報収集を行います。
- ○広域的な対応が必要な課題については、県や周辺自治体などとの連携を図ります。

市」民

- ○地域の環境活動に協力し、活動の輪を広げるよう心がけます。
- ○家庭では、子どもの手本となるよう環境に配慮した生活をします。
- ○環境に配慮した個人の取組を、地域や世代を越えて伝えます。
- ○市民、事業者、市などが情報交換や交流を図る場に積極的に参加するよう努めます。
- ○事業者、市とも情報を共有しながら、環境に配慮した行動に取り組みます。
- ○自然観察会やエコツアーなど環境保全に関する活動やイベントに積極的に参加します。
- ○地域や自らが行う環境活動の情報を発信します。

事上業上者

- ○市民、市とも情報を共有しながら、環境に配慮した事業活動に取り組みます。
- ○環境に関する活動やイベントに積極的に参加します。
- ○自らが行う環境活動の情報を発信するよう努めます。
- ○CSR(企業の社会的責任)レポートや地域における環境活動などを通して、環境に対する考え方や取組内容などを発信します。
- ○自社の環境活動などの取組を、地域や市民とも協働して行います。
- ○地域や市民による環境活動に参加、協力するよう努めます。

4-2 基本目標2 地球温暖化対策に向き合い、実践するまち

この基本目標は、本市の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進に関するものであり、 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定による地球温暖化対策実行計画 (区域施策 編)として位置付けます。

【特に関連の深い SDGs の項目】









本市において地域の特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、市域からの温室効果ガス排出量の現状と、2030年までの削減目標を示します。

●本市の温室効果ガス (CO₂) 排出量の現状

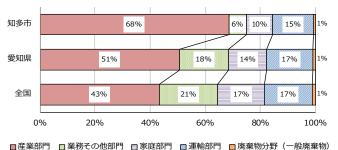
平成 29 (2017) 年度の本市の温室効果ガス排出量 (CO₂) は、1,156 千 t-CO₂です。平成 23 (2011) 年度に増加後は、全体として減少傾向にあります。平成 17 (2005) 年度からは 3.7%増加、平成 25 (2013) 年度からは 16.0%減少しています。 1 人当たり排出量もほぼ同じ傾向です。

部門別で見ると、産業部門が 68%と最も多くを占めており、次いで運輸部門、家庭部門となっており、産業部門の増減が総排出量に大きく影響を及ぼしています。

臨海部を中心に企業が多く立地していることを背景に、国や県と比較しても産業部門 が非常に多いことが特徴的です。



排出量の部門別構成比の比較(県及び全国)(2017年度)



出典:環境省「自治体排出量カルテ」

●対象とする温室効果ガス排出量

本計画で対象とする温室効果ガスは、市域全体から排出される下表の二酸化炭素(CO₂) とします。

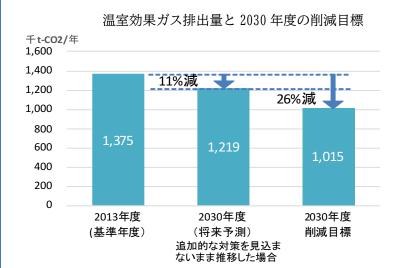
| 一 | | | | | | |
|------------------------------|-------------|---|--|--|--|--|
| 種類 | 部門 | 定義 | | | | |
| エネルギー起 源 CO ₂ | 産業部門 | 第一次産業、第二次産業でのエネルギー消費が対象。(運輸部門は除く) | | | | |
| | 家庭部門 | 家庭におけるエネルギー消費が対象。(自家用車に関するものは、運輸 部門に含む) | | | | |
| | 業務その他 部門 | 産業・運輸部門に属さない、事業者、法人及び団体等のエネルギー消費 が対象。 | | | | |
| | 運輸部門 | 人の移動や物資の輸送に関わるエネルギー消費が対象。輸送形態は自動車、鉄道、船舶に区分。自動車での移動・輸送は、通過交通は含まず本市発着分のみ。 | | | | |
| 非エネルギー 起源 CO ₂ | 廃棄物部門 | 一般廃棄物の焼却処分に伴い発生する CO2排出が対象。 | | | | |

本計画で対象とする温室効果ガス(種類・部門)

●削減目標

計画の削減目標の設定方法は、削減量の対策を積み上げる「フォアキャスティング手法」と、地域の将来像やあり方等を考慮して目標を設定する「バックキャスティング手法」の2通りがあります。地球温暖化対策については、パリ協定以後、世界的に「脱炭素社会」に舵を切ることが求められ、国内においても、令和2(2020)年10月に国が温室効果ガス排出量を2050年に実質ゼロにすることを表明しました。現在、国や県では令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比26%削減という目標のもとで対策が進められていますが、今後さらなる削減をめざした目標の見直しが想定されています。

本市では、今後、特に追加的な対策を行わないまま推移した場合、製造業における好況の見込みが社会情勢などから予測不能かつ難しいこと、人口が減少傾向にあることなどから、令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比 11%減となる見込みです。この将来予測を踏まえつつ、バックキャスティング手法により設定された現在の国や県の削減水準をもとに、令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 26%削減 することを目標とします。なお、国や県における今後の温暖化対策の情勢や目標設定を鑑みながら、柔軟に削減目標の見直しを検討していきます。



【削減目標】

令和 12 (2030) 年度に 平成 25 (2013) 年度比

26%削減

取組

●低炭素型ライフスタイル・事業活動への転換【新規】

地球温暖化を防止するには、私たち一人ひとりの行動が重要です。賢く技術を使い、無駄をやめるというちょっとした行動の積み重ねが、温室効果ガスの大きな削減につながります。脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE*」の推進など、子どもたちに、楽しく無駄のないエコなライフスタイルを伝えることが重要です。*P36 コラムを参照

●建築物・設備の省エネルギー化の推進【新規】

本市の温室効果ガス排出量を部門別に見ると、いずれの部門においても減少傾向にあります。産業部門は温室効果ガス排出量の68%、家庭部門が10%、業務部門が6%(H28年度自治体排出量カルテ(環境省・R2.3))となっており、今後さらにCO2削減を進めるためには、建築物や設備における省エネルギー対策の強化が重要です。

●公共施設における率先導入

本市では平成 11 年9月に知多市庁内環境保全率先実行計画を作成し、環境負荷の 低減に向けた取組を行ってきました。この間、省エネルギーや設備の運用改善等によ り一定の排出量の減少がみられるものの、近年は横ばい傾向となっています。パリ協 定など近年の脱炭素化に向けた地球温暖化を巡る動向を踏まえながら、公共施設にお いて率先して推進し、市民や事業者に対しても自主的な取組を促します。

●低炭素型交通の推進

本市では、これまで道路や駐輪場など自転車の利用環境の整備、パークアンドライドの推進、公共交通機関の利用促進など、環境にやさしい交通行動を軸としたライフスタイルである「エコモビリティライフ」の推進に取り組んできました。今後も、鉄道、バス、タクシーなど様々な交通機関が連携を深め、交通ネットワークづくりと地域の実情に合わせた持続可能な交通手段の導入を検討し、低炭素型交通の推進に努めます。また、バスの乗り方教室や出前講座などの取組を行い、地域公共交通への関心を高めるとともに利用促進を図ります。

市

- ○知多市庁内環境保全率先実行計画に基づき、エネルギー使用の削減やエコ通勤の推進など、温 室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ○公共施設での率先した温室効果ガス削減の実行により、その効果の周知や啓発に努めます。
- ○市民や事業者に対し、具体的な取組方法や効果の紹介も交えて、温室効果ガス削減の推進に向けた啓発を行います。
- ○住宅の省エネルギー推進や設備の省エネルギー機器の導入促進のため、市民や事業者が利用可能な補助等に関する情報を収集し、情報発信に努めます。
- ○県が取り組む「エコモビリティライフ」の推進に協力します。
- ○公共交通機関の利用促進を図ります。
- ○ナッジ*を活用し、「賢い選択(COOL CHOICE)」を推進します。★P37 コラムを参照

市人民

- ○未来の自分や子どもたちも意識した生活を心がけます。
- ○地球温暖化対策のために「賢い選択 (COOL CHOICE)」を実践します。
- ○クールビズ、ウォームビズ、グリーンカーテン、住宅の断熱対策、省エネルギー機器の購入 など、できることから取組を進めます。
- ○家電を買い替える時は省エネラベル5つ星の商品など、星の数で選ぶことに努めます。
- ○CO₂排出量の増加を招く宅配便の再配達を防ぐため、SNSでのお届け通知や自宅外での受け取り等のサービスの活用で、できるだけ1回で荷物を受け取るように努めます。
- ○住宅の買い替えやリフォームの際には、家の断熱性能を高め、冬は暖かく、夏は涼しい家で 暮らすように努めます。
- ○徒歩や自転車、公共交通機関を利用して、自動車利用を控えるよう努めます。

事」業」者

- ○事業活動を再点検し、エネルギーや資源のムダやムラをなくすよう努めます。
- ○クールビズ・ウォームビズ、グリーンカーテン、屋上・壁面緑化、事業場の断熱対策、省エネルギー機器の導入等の取組を進めます。
- ○空調温度を適正に管理する、使用していない場所の照明を切る、終業時にはパソコンの電源 を抜くなど、身近なところから節電します。
- ○製造、輸送、販売、使用などの各段階で、エネルギー使用の削減や合理化を進めます。
- ○省エネルギー技術開発の推進に努めます。
- ○徒歩や自転車、公共交通機関を利用して、自動車利用を控えるよう努めます。
- ○物流の効率化を図り、自動車の走行距離削減に努めます。
- ○環境マネジメントシステムの導入に努めます。

取組

●再生可能エネルギーの導入促進

本市の固定価格買取 (FIT) 制度による再生可能エネルギー(電気)の導入状況は、平成 30 年度で設備容量 35,729kW、対消費電力 FIT 導入比 5.9% (H28 年度自治体排出量カルテ (環境省・R2.3)) となっています。これまで、住宅用太陽光発電システムへの補助や公共施設へのソーラーパネルの設置などを実施し、その普及拡大に努めてきました。今後も引き続き、環境に配慮し地域との共生を図りながら、再生可能エネルギーである太陽光、風力等の自然エネルギーの導入促進を図ります。

●あいち低炭素水素サプライチェーンの推進【新規】

愛知県が設置し、県・県内企業・自治体及び有識者で構成する「あいち低炭素水素 サプライチェーン推進会議」に参画し、再生可能エネルギーを活用し「つくる・はこ ぶ・つかう」水素のサプライチェーン全体の低炭素化に連携・協力しています。

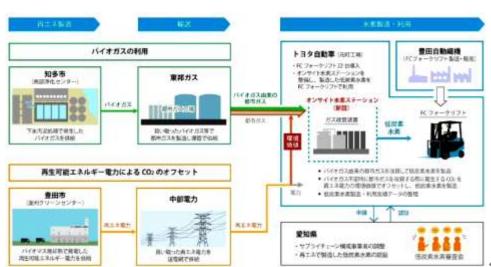
このサプライチェーンで本市が担う役割は、南部浄化センターの下水処理で発生したバイオガスをガス事業者に供給・販売することです。ガス事業者はバイオガス由来の都市ガスを地域の企業へ供給・販売、地域の企業はガス改質装置で低炭素水素を製造、圧縮、貯蔵し、工場内で使用する燃料電池フォークリフトで利用する事業です。 今後も引き続き、周辺地域や多様な主体と連携・協力することで推進します。

コラム あいち低炭素水素サプライチェーン

地球温暖化対策を一層推進するため、水素のサプライチェーン全体の低炭素化を 推進している県の取組。2030 年の愛知県内の低炭素水素利活用の絵姿を描いた

2030年ビジョン 及びその実現での実現に アープの検討を いい、まとめ、ビッンに 推進しています。

図 あいち低炭素水 素サプライチェーン 2030年ビジョン (愛知県)



市

- ○引き続き、屋根貸しの太陽光発電の設置なども含め、公共施設における再生可能エネルギーの 利活用を進めるとともに、国等の支援メニューの活用による再生可能エネルギーの導入を検 討します。
- ○市民や事業者に対し、再生可能エネルギーの利用促進の啓発を行います。
- ○再生可能エネルギー導入時に市民や事業者が利用可能な補助等に関する情報を収集し、情報 発信に努めます。
- ○引き続き、ごみ焼却施設での廃熱のエネルギーを再利用した発電に取り組むとともに、西知多 医療厚生組合を事業主体として、ごみの焼却により発生するエネルギーを効率よく回収でき る新たなごみ処理施設の建設に向けた取組を進めます。
- ○下水処理で発生する再生可能エネルギーであるバイオガスを都市ガス原料として供給・販売 を行い、県、事業者等と連携し、あいち低炭素水素サプライチェーンを推進します。
- ○未利用エネルギーの利用について調査、検討を進めます。

市人民

- ○太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの利用に努めます。
- ○住宅の買い替え、リフォームの際には再生可能エネルギーの導入について積極的に検討します。
- ○使用済みのてんぷら油(植物油)など、再生可能エネルギーの原料となる資源の回収に協力します。

事業者

- ○エネルギー調達に当たっては、契約時に環境配慮の視点もあわせて検討するなど、再生可能 エネルギーの活用について検討します。
- ○事業所・工場の建て替え、改築の際には再生可能エネルギーの導入について検討します。
- ○バイオマスの利活用について調査、検討を進めます。
- ○未利用エネルギーの利用について調査、検討を進めます。
- ○再生可能エネルギーを活用したサービスの開発や導入の促進に取り組みます。

●排出部門別の取組一覧

| 部門 | 取組 | | | | |
|---------|-------------------------|--|--|--|--|
| | 省エネルギー型の事業活動の推進 | | | | |
| | 高効率な省エネルギー機器の普及促進 | | | | |
| 産業部門 | 事業所における環境マネジメントシステムの導入 | | | | |
| | 再生可能エネルギーの利用促進の普及啓発 | | | | |
| | あいち低炭素水素サプライチェーンの推進 | | | | |
| | 高効率な省エネルギー機器の普及促進 | | | | |
| 光文スの仏が問 | 建築物・設備の省エネルギー化 | | | | |
| 業務その他部門 | 公共施設における省エネルギー化 | | | | |
| | 再生可能エネルギーの導入促進 | | | | |
| | COOL CHOICE の推進 | | | | |
| 家庭部門 | 高効率な省エネルギー機器の普及促進 | | | | |
| | 住宅の省エネルギー化推進 | | | | |
| | エコモビリティライフの推進 | | | | |
| | 公共交通機関の利用促進 | | | | |
| 運輸部門 | 自転車の利用促進 | | | | |
| | 次世代自動車の普及促進 | | | | |
| | パークアンドライドの推進 | | | | |
| | ごみの分別の徹底 | | | | |
| 廃棄物部門 | ごみとして処理するプラスチックの削減 | | | | |
| | ごみ焼却施設での廃熱エネルギー再利用による発電 | | | | |

JJA COOL CHOICE

温室効果ガスの排出削減に向けて、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

省エネルギー家電への買替え、宅配便の受取、エコカーの選択など誰でもすぐに実践できるものがたくさんあります。「COOL CHOICE」に賛同し、身近なことから環境に配慮した取組を行いましょう。



未来のために、いま選ぼう。







コラム ナッジ(Nudge)

行動経済学で研究されてきた概念 です。直観の判断と合理的な判断のふ たつの系統がある人の行動に対し、

「直観」の判断を活用して、公共の福祉のために"そっと一押し"することを言います。

「思わず〇〇〇してしまう」という 人間の本能に訴えかけ、相手の意識 を"そっと一押し"して、自発的な行 動を促します。

ナッジ活用のポイント

- ●自発的な行動を促す
- ●人間の「思わず○○○してしまう」と いう本能に訴えかける
- ●決して強制をしない。
- ●必ずほかの選択の余地を残しておく
- ●楽しく取り組めるようにする



コラム 次世代自動車

エコカーは、ガソリンや軽油などを燃料とする車より CO₂ の排出量が少ない、もしくは出さない車で、電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) などがあります。燃費は在来型ガソリン車のおよそ 2 倍程度、購入時に減税や補助金も受けられるため、経済的なメリットも大きいと言えます。

2020年10月の国による2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言とともに、自動車から排出されるCO2ゼロを目指すことが明言され、今後、ガソリン車から次世代自動車への転換が、急速に加速していくことが予想されます。

知多市では、地球環境にやさしい水素燃料電池自動車「MIRAI(ミライ)」を、平成28年4月から公用車として導入しており、市内のイベントなどでも展示しています。



4-2-3 気候変動への適応の推進

取 組

●適応策の啓発【新規】

持続可能な社会の構築に向けた取組を進めていくには、地球温暖化の影響をくい止 め、和らげる「緩和策」に加えて、地球温暖化によって、すでに起こっている影響に 適応する「適応策」も重要です。

気候変動とその適応についての情報提供や意識啓発を進めることにより、適応に関 する意識の向上と気候変動に備えた行動を促します。市民や事業者は、気候変動や適 応についての関心を高めるとともに、自然災害等に備え必要な対策を進めます。

●連携による適応策の推進【新規】

地域の関係者と連携し、地域での適応策の実施に努めます。

また、個別の適応策を推進していく上でも、地域の関係者の協力が不可欠です。市 民一人ひとりの健康や、まちづくり全般にわたり、対策を検討します。

コラム 適応策

これまで広く知られてきた「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす 努力などに加えて、これからの時代は、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適 応策」を施していくことが重要になってきています。

例1:気象災害から守るための「適応」



例 2:健康を守るための「適応」

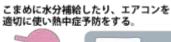






図 適応の例(気候変 動適応情報プラッ トホーム HP)



- ○適応策に関する取組を集約し、発信します。
- ○コミュニティや関係分野の従事者など地域の関係者と連携し、地域での適応策の実施に努めます。
- ○気候変動とその適応についての情報提供や意識啓発を行い、意識の向上と気候変動に備えた行動を促進します。
- ○気候変動に起因する災害や健康、農作物への影響などを防ぐために、被害予測やその適応策の 実施に努めます。
- ○災害については、ハザードマップの配布や防災訓練の実施、熱中症等については予防に関する 情報など、適応策に関する情報を広く発信し、意識の醸成を図ります。

市【民

- ○熱中症等の予防のため、空調の利用や水分補給、体調把握などに努めます。
- ○気候変動に伴い今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、家庭内での災害備蓄や、災 害時の行動訓練の実施など、防災に関する準備を進めます。

事工業工者

- ○気候変動に伴い今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、事業所施設の安全性について確認し、必要な対策を進めます。
- ○災害時に従業員等が適切な行動をとれるよう、定期的な訓練の実施や行動マニュアルの作成などの取組を進めます。

4-3 基本目標3 資源を節約し、循環利用するまち

【特に関連の深い SDGs の項目】











4-3-1 ごみの減量と資源化の推進

取 組

●4Rの推進

「過剰包装や使い捨て商品の購入を控える」、「簡易包装や量り売り商品を選択する」などの消費行動は、事業者の積極的な取組を促し、後押しすることにつながります。これまでの3R(リデュース・リユース・リサイクル)の考え方を発展させ、リフューズ(必要のないものはきっぱり断る)も加えた「4R」を推進することで、活動をさらに広げていきます。まずは買う前に本当に必要なものか考え、必要のないものはきっぱり断り(リフューズ)、レジ袋削減や食品ロスの削減、フリーマーケットの実施などによりごみの発生そのものを抑制し(リデュース)、再使用(リユース)することでごみの減量を進めます。

資源を再生利用 (リサイクル) するためには、資源やエネルギーの投入が必要なことから、環境負荷の低減という視点を踏まえて、適切にリサイクルを進めます。

●プラスチックごみの削減【新規】

近年、海岸へ漂着したり、海に漂う海洋ごみが問題となっています。海洋ごみには プラスチックが多く含まれており、海洋の環境や観光・漁業などの経済活動へ影響を 与えています。また、生態系へ影響を与え、海産物を通じて人の体に取り込まれ、人 体に影響を与えることが心配されています。

令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化が行われました。今後は、本当にそのプラスチック製品が必要かを考え、私たちのライフスタイルを見直し、プラスチック製品の使用削減に取り組むことが大切です。また、使用したプラスチックごみは、適正に分別・排出・処理して、環境負荷の低減を図ります。

●食品ロスの削減【新規】

SDGsの目標の中で、小売りや消費について、1人当たりの食料廃棄を令和 12 (2030) 年までに半減させることが掲げられています。国の第4次循環型社会形成推進基本計画や食品リサイクル法の基本計画でも、令和12(2030)年までに平成12(2000) 年比で半減することを目標としています。まだ食べられる大切な「糧」をごみとしないため、本市独自の取組である「知多市いちごニャンコ運動*」をはじめ、食品ロス削減のための様々な取組を進めます。*P42 コラムを参照

市

- ○家庭で取り組めるごみ減量の手法を紹介します。
- ○多量の廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの減量や適正な排出の指導に努めます。
- ○物品を適切に使用、管理し、公共施設から排出するごみ減量に努めます。
- ○プラスチック製品の利用抑制やごみの散乱防止など、プラスチックごみ問題について市民や 事業者への啓発を図ります。
- ○廃プラスチックの流出を抑制するため、食品トレイ等の回収拠点を増やす取組に努めます。
- ○「知多市いちごニャンコ運動」を展開し、食品ロス削減の啓発を図ります。
- ○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の先駆的な取組事例などを参考に、食品ロス 削減の方策を検討します。
- ○ごみと資源の分別の徹底について啓発を図ります。
- ○古紙の分別収集と再生紙の利用促進を図ります。
- ○建設発生土の再利用や剪定枝の有効利用に努めます。
- ○リサイクルの状況を踏まえ、必要に応じて資源回収品目の見直しを検討します。
- ○ごみ処理手数料の適正化を検討します。

市」民

- ○修理可能なものは修理するなど、物を大切に使うよう心がけます。
- ○買い物の際には、ごみの排出まで考えて、量り売りや詰め替えの商品を積極的に選び、使い 捨て商品の購入は自粛します。
- ○簡易包装やマイバッグを利用しプラスチックごみを削減します。
- ○「知多市いちごニャンコ運動」に取り組み、消費期限切れによる食品の廃棄や食べ残しなど 食品ロスを減らすよう心がけます。
- ○ごみの排出時は、水切りの徹底に努めます。
- ○家庭菜園などで、生ごみの堆肥化や剪定枝の有効利用に努めます。
- ○ごみと資源の分別の徹底に努めます。資源の集団回収や地域回収に積極的に参加します。
- ○フリーマーケットや不用品交換の活用を心がけます。

事」業」者

- ○物品を適切に使用、管理し、廃棄物と資源の分別を徹底し、ごみ減量に努めます。
- ○使い捨て商品の使用を自粛し、再生資源やリサイクル製品を積極的に利用します。
- ○プラスチックごみを削減するため過剰包装とならない販売方法を考え、簡易包装を行います。
- ○容器包装の回収に努めます。
- ○製造業者は使い捨てにならない製品の開発に取り組み、販売業者は使い捨て商品の販売の抑制に努めます。
- ○自社製品の分別方法や資源化方法など、リサイクルに関する情報提供を行います。
- ○食品関連事業者は、食品ロスの削減とともに水切りの実施、肥料化や飼料化などに努めます。
- ○「知多市いちごニャンコ運動」の取組に協力します。

コラム 「いちごニャンコ」で食品ロス削減

本市では、食品ロス削減のため、「知多市いちごニャンコ運動」を展開しています。

宴会では

乾杯後 15 分(いちご)とお開き前 25 分 (ニャンコ) は自席で料理を楽し みましょう。

家庭では

毎月 15 日 (いちご)、25 日 (ニャンコ) に冷蔵庫の中の食材をチェックしましょう。消費期限切れ等で捨ててしまう食品の種類、量、金額を把握するためのチェックシートを活用しましょう。

それ以外の外食では

小盛の注文や料理のシェアなどにより、「きれいに残さず、ごちそうさま」 を心がけましょう。



(名前) いちごニャンコ 大切な食べ物を ムダにしない!と 心に決めている

4-3-2 廃棄物処理の適正化

取 組

●ごみ処理施設の整備と適切な管理

ごみ処理施設の適正な管理を推進するために、施設の適切な維持管理の徹底や、エネルギーの有効活用、周辺の環境に配慮した施設の運転管理を行います。

また、安全で安定したごみ処理の推進に向けて、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の「知多北部地域ごみ処理広域化計画」に基づき、東海市との広域処理に向け、西知多医療厚生組合を事業主体として、西知多クリーンセンターの令和5年度完成をめざします。

●適切なごみ処理の推進

「廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)」に基づき、廃棄物処理業者 が適正な処理を推進するよう、指導します。不法投棄に対しては警察とも連携して毅 然とした対応を取るとともに、不法投棄されやすい場所の定期的パトロールや防止看 板設置等によって、不法投棄の防止に努めます。

市

- ○安全で適切な廃棄物処理と施設の維持管理に努めます。
- ○一般廃棄物最終処分場の安定確保に向け、衣浦港3号地廃棄物最終処分場と東鴻之巣最終処分場を併用した適切な運用管理に努めます。
- ○「知多北部地域ごみ処理広域化計画」に基づき、引き続き東海市との広域処理に向けた取組を 推進します。
- ○不法投棄を未然に防ぐため、適正な土地管理の啓発や環境美化に努めます。
- ○ごみ出しルールの情報提供、啓発に努めます。
- ○ごみ出しや資源回収の問題点を把握し、市民と協働して改善に努めます。

市」民

- ○ごみの行方(処理の実態)に関心を持ちます。
- ○ごみは、持ち帰るという意識を高め、ポイ捨てを行いません。
- ○ごみは、種類ごとの処分方法に従い、不法投棄を行いません。
- ○ごみ出しルール、マナーを守り、地域での啓発に協力します。
- ○安全にごみを処理するため、発火性危険物などの分別に協力します。

事」業」者

- ○自社製品の回収ルートの確立と適正処理に努めます。
- ○安全で適正な廃棄物処理に努めます。
- ○産業廃棄物を委託処理する場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)で適切に管理します。
- ○廃棄物ごとの処分方法に従い、不法投棄を行いません。

コラム ごみ処理の広域化

本市と東海市の現在のごみ処理施設が耐用年数を迎える時期を見据え、両市の ごみ処理施設を統合し、西知多医療厚生組合を事業主体として、西知多クリーン センターの令和5年度完成をめざして、建設に向けた取組を進めています。

【新しいごみ処理施設のコンセプト】

- ア 長期間にわたる安全・安定的なごみ処理が可能で、経費を低減できる施設
- イ 災害時にごみ処理を継続して実施できる施設
- ウ ごみの焼却により発生するエネルギーを効率良く回収できる施設
- エ 周辺の自然環境や生活環境に配慮した施設
- オ 環境学習の場として活用できる施設

4-4 基本目標4 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち

この基本目標は、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するものであり、生物多様性基本法第13条の規定による「知多市生物多様性地域戦略」として位置付けます。

【特に関連の深い SDGs の項目】





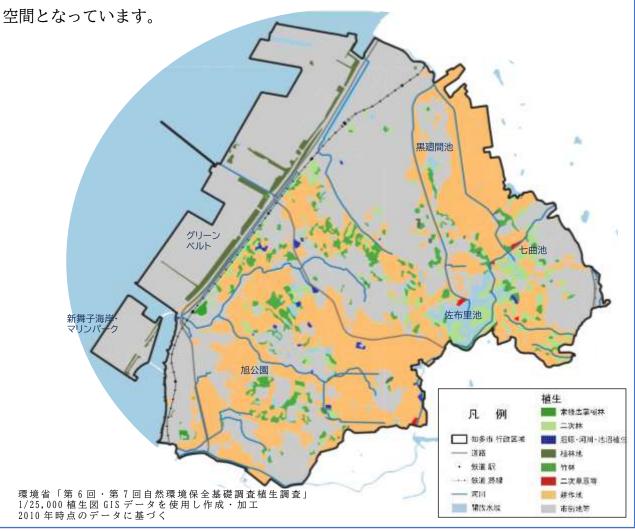






●本市の自然環境の状況

市全体になだらかな平坦地が続き、市の中部から東部地域にかけて、標高 30m から 65m の丘陵地となっています。市全域に二次林である里山と竹林が数多く点在しており、重要な緑地空間となっていますが、手入れ不足などから竹林の拡大が進むなどしており、適切な保全が必要となっています。臨海工業地帯の東側には緩衝緑地帯として幅約 100 m、長さ約6kmにわたるグリーンベルトが存在し、50年以上育まれた動植物の生息場所としての森となっています。また、市域の至るところに農地が広がり、大小 53 か所の農業用ため池が残され、水草やサギ類、トンボ類を始めとする多様な生物の生息生育な思いなっています。



- ●本市における生物多様性保全の取組方針
- <対象となる範囲>

本市全域を対象とします。

<方針>

本市の主要な自然環境は、佐布里池周辺の丘陵地や旧海岸線に沿った斜面地に残る里 山や竹林、臨海工業地帯のグリーンベルト等のまとまりのある緑地、田畑などの農地と 農業用の水を確保する場として活躍してきたため池などの水域など、昔から人々の生活 とともに育まれてきたものです。

これからも地域の自然環境の特徴や、これまでに形成された人の暮らしとの関係性な ど場所ごとの特徴を活かした取組を進め、市全体における生物多様性の保全と持続可能 な利用を図っていきます。

コラム 生物多様性ってなんだろう?

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生き ものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種とも言われる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに 個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きています。

<3つのレベルの多様性>

| 生態系の | 森林、里地里山、河川、湿原、干潟などいろいろなタイプの自然 |
|-------|--------------------------------------|
| 多様性 | が存在 |
| 種の多様性 | 動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きも のが存在 |
| 遺伝子の | 同じ種でも異なる遺伝子により、形や模様、生態など多様な個性 |
| 多様性 | が存在 |

<生物多様性の恩恵>

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態 系からの恵み(生態系サービス)によって支えられています。

■基盤サービス

生命の生存基盤は多くの生きものの営 みによって支えられています。

栄養塩の循環、豊かな土壌など

■文化的サービス

地域ごとに異なる自然と一体的な地域 私たちが安心して暮らせる環境の確保 色豊かな伝統文化が育まれてきました。

例) レクリエーションや観光の場と機会、 地域性豊かな文化、昔からの知恵と伝 統など

■供給サービス

生きものの遺伝的情報、機能や形態を 利用しています。

例)酸素の供給、気温や湿度の調節、水や 例)食べ物、木材、医薬品、品種改良など

■調整サービス

につながります。

例) 山地災害や土壌流出の軽減、大気汚染 やヒートアイランドの緩和、花粉媒介

<場所ごとの取組方針>

佐布里池周辺

- ○緑地や水域に生息する生物の生育・生息空間として、樹林地と水辺の保全を図ります。
- ○子どもを始め市民の自然体験やレクリエーション、環境学習の場として活用します。

(主な取組)

- 自然観察会の定期的な開催
- 市民協働による緑地保全活動
- 生物情報の収集・情報提供 など

旭公園(ベティさんの家旭公園)

- ○生態系ネットワークの重要性を認識できる公園の象徴として、海を越え日本列島を 縦断して移動する蝶「アサギマダラ」が飛来する環境を創出します。
- ○多くの市民が親しみを持ち利用する多目的な公園として、四季折々の自然に触れ合い学べる環境学習の場として活用します。

(主な取組)

- アサギマダラが生息する環境づくり
- 竹の学校などの環境学習 など





グリーンベルト

- ○多様な生物の生育・生息空間として、また工業地帯における生態系形成の場として、 保全を図ります。
- ○市民、事業所との協働による環境学習の場や、知多半島生態系ネットワーク協議会 の活動拠点として活用します。

(主な取組)

- 自然観察会の定期的な開催
- 市民・企業協働による緑地保全活動
- 生物情報の収集、情報提供 など



新舞子海岸・マリンパーク周辺

- ○海域の水質や海岸環境の保全を図ります。
- ○市民の憩いの場として、海岸や海浜緑地等のレクリエーション機能の充実を図ります。

(主な取組)

- 海域の水質把握
- 海岸クリーン活動 など



里山・農地・ため池

- ○市街地を囲む緑地空間としての機能を重視し、多様な生物が暮らす里山の環境と、 水路やため池などとともに農地の保全を図ります。
- ○水路やため池など、水生生物等の生息空間としての環境保全を図ります。

(主な取組)

- 市民協働による里山保全活動や自然観察会
- 稲作体験
- 耕作放棄地対策
- 市民農園
- 地産地消の推進
- 環境保全型農業の促進
- ため池の適切な整備、維持管理 など



4-4-1 生物多様性の保全

取組

●多様な生物の生息・生育環境の保全

市域の3分の1を緑が占め、海岸線を有し、緑園都市を掲げる本市では、緑の空間は、市域の各所に位置しており、市民にとって身近な空間となっています。臨海部の緩衝緑地帯として整備されたグリーンベルトは、多様な動植物が生息する貴重な緑の回廊となっています。市内では里山再生事業やみどりの少年団など数多くの団体が活躍しています。その他にも、佐布里池周辺の緑地の保全、花いっぱい運動、生垣設置等に対する補助など緑化の推進に努めてきました。今後も引き続き多様な生物の生息・生育環境の保全と緑化を推進します。

●特定外来種・鳥獣害の対策の推進

生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などが、放流・放棄されることがないように情報提供・意識啓発に努め、市民団体などと協力し対策を検討します。 また、カラス、ハクビシンやヌートリアなど有害鳥獣への計画的な対策を進め、農業被害の防止に努めます。

●生態系ネットワークの形成【新規】

県では、生物多様性を将来にわたって確保するため、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を核とする、生態系ネットワークの形成に取り組んでいます。知多半島地域の活動団体や企業、大学、自治体による「知多半島生態系ネットワーク協議会」に参画し、広域かつ多様な連携のもと、佐布里水源の森、公園、社寺林、グリーンベルトなどの貴重な資源を活かした生態系ネットワークの形成や、拡大する竹林対策や耕作放棄地問題などの地域課題に取り組みます。

市

- ○臨海工業地帯のグリーンベルトやブルーサンビーチを一連の地域環境資源として位置付け 保全します。
- ○佐布里池周辺を中心に、緑地と水辺の保全に努めます。
- ○生き物の生息・生育環境を守り、創造する活動や緑化活動、自主的な清掃活動を支援します。
- ○市民や事業者が緑化に関する知識を得たり、緑地保全活動に取り組むきっかけとなったり するよう、竹林づくり講座などの充実に努めます。
- ○動植物の生息・生育空間を保全するため、水辺の多自然型の環境整備に努めます。
- ○地域の植生に合った緑化、緑地の整備に努めます。
- ○特定外来種の駆除や拡散の抑止に努めます。
- ○佐布里池周辺やグリーンベルトを核とした生態系ネットワークの形成を図ります。
- ○生態系ネットワークの取組に参画します。

市人民

- ○自然観察会に参加するなど、身近な生き物や自然環境に関心を持ちます。
- ○動植物の生息・生育場所を保全し、創造する活動、河川や海岸の清掃活動などに参加、協力 します。
- ○竹害の拡大を防ぐため、竹林を適切に管理するよう心がけます。
- ○ペットは最後まで責任を持って飼育し、自然の中に放しません。
- ○野生動植物の生息環境に外来種を持ち込み、生態系を乱しません。
- ○庭やベランダなど敷地内の緑化や、住宅地などに新たに生垣を設置するよう心がけます。
- ○庭や花壇には、地域の植生に合った植物や生き物の集まる植物を植えるよう努めます。

事】業」者

- ○臨海工業地帯のグリーンベルトは、貴重な地域環境資源として保全に努めます。
- ○工場、事業場などの緑化に努めます。
- ○動植物の生息・生育場所を保全し、創造する活動、自然観察会、河川や海岸の清掃活動など に参加、協力します。
- ○動物のむやみな放棄を助長するペット販売行為は行わないように努めます。
- ○生態系ネットワークの形成に貢献する緑地の配置に努めます。

4-4-2 人間活動と自然の調和

取 組

●秩序ある土地利用の推進

土地利用に当たっては、自然環境を保全するとともに、地域の特徴を活かした発展を図る中で、安全かつ健康的で文化的な生活環境の確保と市全体の均衡ある発展を図ることを基本としています。本市には、水辺空間や自然環境資源が残されており、里地里山、ため池、農地の維持や保全を図ることで、環境負荷を低減するとともに、自然環境に配慮した利活用に努めます。

●地産地消・旬産旬消の推進

物流や商品の保存面で制約のあった時代には地産地消、旬産旬消は当然のことで、その好循環が自然と調和した持続可能な生活を支えてきました。私たちは、世界中から集まるものの中から選べる自由を手にした反面、地域の農業が衰退したことによる、農地の荒廃も見受けられます。地域の環境を支える農業を守り、地域から自然の恵みを持続的に入手するためにも、地産地消、旬産旬消の推進を図ることが必要です。さらに、地域の特産物の利用促進や付加価値の向上を図ります。

●環境に配慮した農業の推進

農道整備や水路整備などの農業基盤整備においては、環境への負荷を最小限にとどめ、地域循環型社会の形成をめざし、グリーンツーリズムの振興を図りながら、物質交流や人的交流などの活性化に努めます。また、遊休農地の活用、ため池周辺の整備、農業体験の推進などにより、農地の保全・有効活用を推進します。

市

- ○国土利用計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画に基づき、自然環境に配慮した土地 利用を進めます。
- ○無秩序な農地転用を抑制し、優良な農地の確保と保全に努めます。
- ○地産地消や旬産旬消の普及・啓発に努めます。
- ○給食材料にはできる限り地元の農産物を使用します。
- ○国産材や国産間伐材を利用した製品の購入、使用に努めます。
- ○食育や耕作体験などの機会を利用して、農業への理解が深まるよう努めます。
- ○農業基盤整備においては、環境への負荷を最小限にとどめます。
- ○環境保全型農業を推進し、農家が行う環境に配慮した農業への支援に努めます。
- ○市民農園や家庭菜園など、身近な農作物栽培の推進を図ります。
- ○耕作放棄地について調査し、解消を進めます。

市」民

- ○自然の恵みに感謝し、自然を大切にします。
- ○農業体験を通じて、農業や食の大切さを学びます。
- ○地元の食材や旬の食材の購入、使用に努めます。
- ○国産材や国産間伐材を利用した製品の購入、使用に努めます。
- ○農薬、化学肥料については用法、用量を守り、農薬等を適切に使用するなど、環境に配慮した農業の推進に努めます。
- ○自然と親しめるウォーキング、サイクリング、プレーパーク、自然観察会などに出かけます。

事業者

- ○開発行為を行う場合は、優良農地や樹林地などの保全に努めます。
- ○大規模開発など生態系への影響が顕著な事業は、適切な代償・緩和措置の実施に努めます。
- ○自然の恵みに感謝し、自然を大切にします。
- ○小売業者は、地元の食材や旬の食材の積極的な入荷、販売に努めます。
- ○飲食店などは、地元の食材や旬の食材の積極的な購入、使用に努めます。
- ○農業を営む際は、農薬、化学肥料をできるだけ使わないようにし、使用する際は用法、用量 を守り、適切に使用します。
- ○国産材や国産間伐材を利用した製品の購入、使用に努めます。

4-5 基本目標5 安全・安心・快適に暮らせるまち

【特に関連の深い SDGs の項目】











4-5-1 大気環境・水環境の保全

取 組

●環境負荷低減

大気汚染や水質汚濁の原因物質には、工場や自動車、家庭などから排出されるもののほか、偏西風などにより海外から運ばれるもの、農地や市街地から風で巻き上げられるものなど自然由来のものがあります。事業者については、濃度規制に加えて総量規制の導入など法規制の強化もあって対応が進んでいますが、市民においても環境負荷の低減に向けた取組を推進するよう努めます。

●監視体制の充実

本市では、市内に大気汚染測定所を設置し常時監視を行っているほか、河川や海域の水質調査も定期的に実施しています。また、公害防止協定等を締結した事業場を対象とした排水、使用燃料、排ガスの立入調査についても計画的に実施しています。今後も引き続き調査を実施し、監視体制の充実に努めます。

●水資源の保全

水資源の保全の問題については、流域(集水域)単位で考えることが一般的で、広域的な取組が必要とされています。本市を取り巻くものとして、すでに県などにより「あいち水循環再生基本構想」や構想に基づく「尾張地域水循環再生行動計画」、伊勢湾流域圏についての「伊勢湾再生行動計画」が策定され、水質や生物多様性の保全など多面的な取組が盛り込まれています。水利用の状況や森林、農地、都市の土地利用形態を検討し、水質、水量、生態系、水辺の観点から水循環の再生に向けた取組を推進します。

市

- ○降下ばいじんなど、広域的な取組が必要なものについては、近隣自治体などと連携、協力しながら対策を進めます。
- ○政令で定める廃棄物(農業を営むためにやむを得ないもの等)以外の野焼きについて指導を 行います。
- ○大規模な環境負荷の発生源となる工場や事業場と公害防止協定や環境保全に関する覚書を 締結し、計画的な立入調査を実施することで、大気汚染や水質汚濁の防止を図ります。
- ○汚水処理施設や浄化槽への負荷が少なくなるように、家庭でできる生活排水対策を啓発します。
- ○農薬や化学肥料の適正な使用を呼びかけます。
- ○公共下水道への接続促進を図るとともに、処理区域外では単独処理浄化槽から合併処理浄 化槽への切り替えや適正な管理の啓発を行います。
- ○常時監視体制により、大気汚染状況を的確、効率的に把握します。また、河川や海域の公共 用水域は、水質調査を定期的に実施します。
- ○公共施設においては、雨水利用システムの導入を推進し、建設や改修をする場合は、節水型 の設備や機器の導入に努めるとともに、市民に対して節水の啓発を行います。
- ○雨水浸透ますや透水性舗装の採用により、雨水の地下浸透に努めます。
- ○保水力を維持するため、緑地、農地、ため池などの保全に努めます。

市【民

- ○日常生活に起因する公害の低減に向け、一人ひとりが意識を持って行動します。
- ○調理くずや油は流さない、食器などのひどい汚れは、不用な紙などで拭いてから洗うよう努めます。また、洗剤や石けんの適切な量の使用に努めます。
- ○風呂の残り湯や一度使用した水、雨水を洗濯、散水、洗車に利用するよう努めます。

事上業上者

- ○市との公害防止協定や環境保全に関する覚書を締結することにより、大気汚染や騒音などの 環境汚染の未然防止に努めます。
- ○農業を営む際は、農薬、化学肥料をできるだけ使わないようにし、使用する際は用法、用量 を守り、適切に使用します。
- ○薬品の適正な使用に努めます。
- ○節水型の設備や機器の導入、雨水や一度使用した水の利用に努めます。
- ○雨水浸透ますや透水性舗装の採用により、雨水の地下浸透に努めます。

4-5-2 快適な生活環境の保全

取 組

●騒音・振動・悪臭の発生抑制

騒音、振動、悪臭の発生源は、工場や事業場、自動車や鉄道、日常生活に伴うものまで多種多様で、その感じ方も一様ではありません。生活習慣の違いや、農地と住宅地の接近のように、まちの状況の変化が新たな苦情の原因となっている場合もあります。規制の対象となるものは、引き続き監視や指導に努めるとともに、個々のマナーやモラルによるものなど、法令による規制に馴染みにくいものについては、啓発により意識の向上を図ります。

●化学物質による環境リスクの低減

産業発展に伴い、その利便性から多くの化学物質が製造され、私たちの生活を支えていますが、中には、人体や生態系への悪影響という負の側面を持つものもあります。 化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)による管理や、PCB廃棄物対策、ダイオキシン類対策も進められていますが、有害性についての情報が十分でないものや環境中への排出実態が十分把握されていないものもあります。引き続きダイオキシン類の測定を実施するとともに、化学物質のリスクについての情報収集と提供に努めます。

●環境美化の推進

本市では、知多市環境美化条例を制定し、市民、事業者、市などが一体となって、 クリーンキャンペーンに継続して取り組み、環境美化の意識を育んできました。お互 いに清潔で快適な生活を送ることができるよう、ルールやマナーの徹底を呼びかけま す。また、今後も空地・空家の雑草や不法投棄などの土地管理の問題、犬や猫のふん 尿などによる問題に地域と連携して取り組み、地域の環境美化に努めます。

■ 各主体の役割 ■■



- ○工場や事業場における騒音、振動の改善指導を行います。
- ○特定建設作業届出者には、低騒音、低振動型建設機械の使用を指導します。
- ○近隣騒音防止に関する啓発やカラオケ、拡声器など営業騒音に対する改善指導を行います。
- ○暴走行為や海岸などでの夜間騒音(拡声器、花火など)に対する取締強化を関係機関へ働きかけます。
- ○悪臭関係工場などに対し、悪臭の漏えいがないよう施設の点検、改善を指導します。
- ○化学物質に関する情報の収集と市民や事業者への情報提供に努めます。また、ダイオキシン類の測定を実施します。
- ○「知多市環境美化条例」「知多市火災予防条例」や「知多市空家等の適正管理に関する条例」 に基づき、管理されていない空地や空家対策を進めます。
- ○クリーンキャンペーン、地域ねこ活動など、市民や地域が自主的に行う環境活動を支援します。
- ○ペットの飼育などについての意識啓発を行います。

市人民

- ○近隣に迷惑となる騒音、振動、悪臭を発生しないよう努めます。
- ○化学物質に関心を持ち、正しく理解します。
- ○ペットを飼うときは、マナーを守ります。
- ○野良猫などに対する無責任な餌付けを行いません。
- ○所有する土地などについて、雑草の繁茂など周辺の迷惑にならないように、適正な維持管理に努めます。
- ○クリーンキャンペーン、地域ねこ活動などの環境活動に積極的に参加します。

事、業、者

- ○事業活動に伴う騒音、振動、化学物質、大気汚染物質、水質汚濁物質について、規制基準・ 排出基準などの遵守を徹底します。
- ○化学物質に関する情報収集を行い、適切な対策を講じます。
- ○化学物質は適正に管理するとともに、監視、測定を行い、使用実態の情報を提供します。
- ○所有する土地などについて、雑草の繁茂など周辺の迷惑にならないように、適正な維持管理に努めます。
- ○事業所周辺の美化に努め、社会貢献として環境美化活動に参加します。

第5章 推進体制と進行管理

本市がめざす環境・経済・社会の統合的向上と持続可能な社会の実現に向けて、次のような推進体制の構築を図り、適切な進行管理を行います。

5-1 推進体制

(1) 市民、事業者、市の協働

本計画を推進するため、市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割と責務を果たしながら自主的な取組を進めるとともに、各主体の協働により、取組と行動の輪を広げ、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。また、持続可能な社会の実現には、将来の本市を担う次代の環境意識の向上が必要不可欠であることから、子どもや若者などへの環境学習を進め、協働の根幹となる人材育成に力を注ぎます。

また、市内各所で展開される環境学習や環境保全活動の情報を収集し、発信していくことで、各主体が活動に参画しやすい環境をつくるとともに、そのネットワーク化を図ります。

(2) 庁内の取組

本計画を推進するための事業の立案・実施には、関係各課が主体的に取り組みます。 また、環境政策課は、計画の進行状況について報告を受け、取組に対して調整、助言を 行います。

(3) 知多市環境審議会

知多市環境審議会は、知多市環境基本条例第 17 条の規定により設置され、本計画に関 して市長の諮問に応じ、調査審議します。

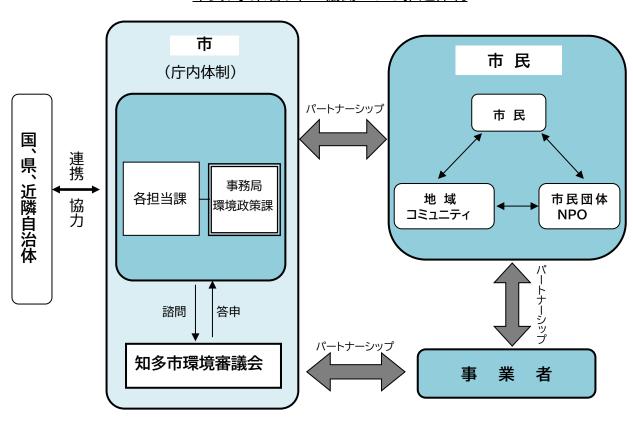
(4) 近隣自治体、県等との広域的な連携

環境問題は、地域や地球全体共通の課題でもあるとともに、生物多様性の保全や地域循環共生圏の構築など、市内での対策だけでは解決できない課題もあります。近隣自治体や県などとの情報交換や協力・連携を図るとともに、周辺地域の市民団体や事業者とも積極的に交流しながら、広域的な連携を進めます。

(5) 普及・啓発

本計画の推進を図るための「出前講座」を開催するほか、環境学習などの機会を通して、計画の普及・啓発を図ります。

また、広報やホームページを通して、適切に情報を提供します。

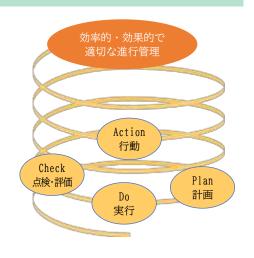


市民、事業者、市の協働による推進体制

5-2 進行管理

本計画については、①計画 (Plan)、②実施 (Do)、 ③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) のPDC Aサイクルの繰り返しによって、効率的・効果的で 適切な進行管理を行います。

また、本計画に示す施策の取組状況や、別に定める個別計画で設定した市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量や家庭系ごみ排出量、環境学習講座等の参加人数などの数値目標の達成状況については、広く市民や事業者が知ることができるよう、年次報告書である「知多市の環境」で毎年公表するほか、広報やホームページにも掲載します。





知多市環境基本条例

平成 12 年 3 月 29 日 条例第 6 号

改正 平成 25 年 3 月 26 日条例第 10 号

目次

前文

第1章 総則(第1条一第6条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第7条―第16条)

第3章 知多市環境審議会(第17条一第21条)

附則

私たちのまち、知多市は、四季を通じて比較的温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた緑園都市として発展してきた。

しかしながら、近年の急激な産業の発達や、科学技術の進展は、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への影響をもたらしてきた。

そのために、身近な自然環境や、うるおいのある快適な生活環境が失われ つつあるとともに、人類の生存基盤である地球環境をも損なうおそれが生じ てきている。

その結果、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に困難になってきている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み 豊かな環境を保全し、創出し、将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、このことを改めて認識し、すべての市民が一体となって、うるおいとやすらぎのある快適な環境の創造をするとともに、持続的な発展が可能な社会を実現するための施策を推進していくことが重要である。

ここに、環境の保全についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、 将来に向かってすべての市民の環境の保全に対する取組を総合的かつ計画的 に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、事業者及 び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的 事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に 推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与す ることを目的とする。 (基本理念)

- 第2条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活 を営む上で欠くことができないものであることを考慮し、現在及び将来の 市民がこの恵沢を享受することができるよう適切に行われなければならな い。
- 2 環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保 全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に 行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければならない。 (市の責務)
- 第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、 又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動 に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減 その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保 全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の 低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自 ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力 する責務を有する。

(年次報告)

第6条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全の施策に関する報告書を 作成し、これを公表するものとする。 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

- 第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、 次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図り つつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
 - (1) 人の健康が保護され、並びに生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、 地域の特性に応じて森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系 的に保全されること。
 - (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化 的特性を生かした快適な環境が創造されること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知多市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ知多市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。 (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(公共的施設の整備等の推進)

第 10 条 市は、環境の保全のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等)

- 第 11 条 市は、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及 び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境 の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。 (自発的な活動の促進)
- 第12条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第 13 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が 自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の保全に 関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究、監視等)

- 第14条 市は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。
- 2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第16条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保 護等に関する施策の推進に努めるものとする。

第3章 知多市環境審議会

(環境審議会)

- 第17条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、知多市 環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

(組織)

- 第18条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 関係団体の役職員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 企業を代表する者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

- 第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第20条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は、委員のうちから互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (委任)
- 第21条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(知多市環境審議会条例の廃止)

2 知多市環境審議会条例(平成9年知多市条例第41号)は、廃止する。

附 則(平成 25 年条例第 10 号)

この条例は、平成25年6月1日から施行する

知多市環境美化条例

平成 15 年 3 月 26 日 条例第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、ごみ等の散乱及び愛がん動物のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び土地の所有者等が一体となり地域の環境美化の促進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) ごみ等 飲料を収納していた缶、瓶及びプラスチック容器、包装紙、菓子袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸殻その他これらに類するもので、散乱性の高い不用物をいう。
 - (2) 愛がん動物 かわいがることを目的に飼養されている哺乳類、鳥類及びは虫類をいう。
 - (3) 市民等 市民及び市内に在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は市内 を通過する者をいう。
 - (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
 - (5) 土地の所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
 - (6) 公共の場所等 公園、道路、河川、海岸その他の公共の場所及び他人 が所有し、占有し、又は管理する場所をいう。
 - (7) ポイ捨て ごみ等を投棄し、又は放置する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境美化活動への支援をするとともに、環境美化に関する意識の啓発等総合的な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、公共の場所等において自ら生じさせたごみ等をポイ捨て することなく所定のごみ等の収納容器に入れるほか、これを持ち帰り、適 切に処理しなければならない。
- 2 市民は、自宅及びその周辺の清掃その他の環境美化活動に努めなければならない。

3 市民は、知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年知多市条例 第 16 号)第 8 条の 3に規定する指定袋の破損等によるごみの散乱又はごみか ら生ずる汚水の漏えい等により、ごみ収集場所をみだりに汚してはならな い。

(喫煙者の責務)

第 5 条 喫煙をする者は、歩行中に喫煙をしないように努めるとともに、たばこの吸殻入れが設置されていない場所で喫煙をする場合は、ポイ捨てすることなく携帯用吸殻入れに収納するなどし、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(愛がん動物の飼養者の責務)

- 第6条 愛がん動物を飼養する者は、当該動物の習性に応じた適正な管理を 行い、ふんの放置等により他人の迷惑とならないようにしなければならな い。
- 2 犬を飼養する者は、公共の場所等において当該犬を散歩させるときは、ふんの回収用具を携帯し、ふんを排せつした場合は、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。
- 3 愛がん動物を飼養する者が、当該動物を譲渡するときは、新たに飼養する者に対して前2項に掲げる内容を説明しなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の清掃その他の環境美 化活動に努めなければならない。
- 2 店舗又は自動販売機により飲食物を販売する事業者は、当該店舗又は自動 販売機の周辺に販売した飲食物から生ずるごみ等の回収容器を設置するこ とにより、ポイ捨ての防止に努めなければならない。
- 3 公共の場所等で祭り、大会その他複数の者が集会する行事を主催する事業者は、当該事業の実施によりごみ等が生ずるおそれのあるときは、所定のごみ等の収納容器を設置し、適切な処理をするとともに、散乱している場合には、その場所を清掃しなければならない。
- 4 公共の場所等において、印刷物その他のものを配布する事業者は、当該配 布物が散乱しないようにするとともに、散乱した場合には、当該散乱物を 適切に処理しなければならない。

(土地の所有者等の責務)

- 第8条 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地(以下「管理地」という。)を適正に管理し、地域の良好な生活環境を保全しなければならない。
- 2 土地の所有者等は、その管理地にごみ等が捨てられた場合において投棄した者が判明しないときは、自らの責任において適切に処理しなければならない。

(市の施策への協力)

第9条 市民等、事業者及び土地の所有者等は、この条例の目的を達成する ため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(指導)

- 第10条 市長は、第4条第1項及び第5条の規定に違反しポイ捨てした者、 第4条第3項の規定に違反しごみ収集場所をみだりに汚した者、第6条第1 項及び第2項の規定に違反しふんの放置等をした者、第7条第3項及び第4 項の規定に違反し散乱物を適切に処理しなかった者並びに第8条第1項の 規定に違反し周辺住民の生活環境を著しく害している管理地の所有者等に 対し、撤去その他必要な措置を実施するよう指導することができる。 (勧告)
- 第 11 条 市長は、前条の指導にかかわらず、改善又は適正な措置を実施しない者に対し、改善又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (命令)
- 第12条 市長は、前条の勧告に従わなかった者に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が命令に従わないときは、 市長の定めるところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

パブリックコメント

事業や計画の意思決定をする前に、その内容、趣旨を市民に公表し、提出された意見を 考慮して、意思決定を行う手続きです。

●実 施 期 間:令和2年12月18日(金)~令和3年1月22日(金)

●資料の配布場所:環境政策課、市ホームページ、市役所情報コーナー

●意見を提出できる方:市内在住、在勤、または在学の方 市内に事務所、または事業所がある法人や団体 本市に対して納税義務がある方

●意 見 の 提 出 方 法: 直接、郵送、FAX、Eメール いずれの場合も、住所、氏名(法人・団体の場合は、団体など の所在地、団体名、代表者名)を記載

●意見の提出件数:5人24件

環境審議会

(1)委員名簿

(敬称略)

| 氏 名 区 分 佐久間 雅 之 市医師会代表(令和2年度) 竹 内 和 美 " (令和2年度) 尾 内 一 如 " (令和元年度) 青 山 典 裕 " (令和元年度) 篠 田 由起子 市薬剤師会代表 土 井 恵美子 あいち知多農業協同組合代表(令和2年度) 竹 内 市 江 " (令和元年度) 加 藤 勝 久 市商工会代表 ◎藤 井 敏 夫 学識経験者 吉 川 勉 " " 高 山 博 好 " " 吉 房 瞳 " " 中 野 克 彦 企業代表(東邦ガス株式会社)(令和2年度) | | | |
|--|------|-----|-------------------------------|
| 竹内和美 パ (令和2年度) 尾内一如 パ (令和元年度) 青山典裕 パ (令和元年度) 篠田由起子 市薬剤師会代表 土井恵美子 あいち知多農業協同組合代表(令和2年度) 竹内市江 パ (令和元年度) 加藤勝久 市商工会代表 ◎藤井敏夫 学識経験者 吉川 勉 パ 高山博好 パ 吉房 瞳 パ | 氏 | 名 | 区 分 |
| 尾内一如 " (令和元年度) 青山典裕 " (令和元年度) 篠田由起子 市薬剤師会代表 土井恵美子 あいち知多農業協同組合代表(令和2年度) 竹内市江 " (令和元年度) 加藤勝久 市商工会代表 ◎藤井敏夫 学識経験者 吉川勉 " 高山博好 " 吉房瞳 " | 佐久間 | 雅之 | 市医師会代表(令和2年度) |
| 青山典裕 " (令和元年度) 篠田由起子 市薬剤師会代表 土井恵美子 あいち知多農業協同組合代表(令和2年度) 竹内市江 " (令和元年度) 加藤勝久 市商工会代表 ◎藤井敏夫 学識経験者 吉川勉 " 高山博好 " 吉房瞳 " | 竹内 | 和美 | ル (令和2年度) |
| 篠 田 由起子 市薬剤師会代表 土 井 恵美子 あいち知多農業協同組合代表 (令和2年度) 竹 内 市 江 | 尾内 | 一如 | ル (令和元年度) |
| 土 井 恵美子 あいち知多農業協同組合代表(令和2年度) 竹 内 市 江 | 青山 | 典裕 | ル (令和元年度) |
| 竹 内 市 江 | 篠田 | 由起子 | 市薬剤師会代表 |
| 加藤勝久 市商工会代表 ◎藤井敏夫 学識経験者 吉川 勉 ″ 高山博好 ″ 吉房 瞳 ″ | 土井 | 恵美子 | あいち知多農業協同組合代表(令和2年度) |
| ◎藤 井 敏 夫 学識経験者吉 川 勉 "高 山 博 好 "吉 房 瞳 " | 竹内 | 市 江 | // (令和元年度) |
| 吉川 勉 " 高山博好 " 吉房 瞳 " | 加藤 | 勝久 | 市商工会代表 |
| 高山博好 // 吉房 瞳 // | ◎藤 井 | 敏夫 | 学識経験者 |
| 吉 房 瞳 // | 吉川 | 勉 | // |
| | 高山 | 博好 | // |
| 中野克彦企業代表(東邦ガス株式会社)(令和2年度) | 吉 房 | 瞳 | // |
| | 中野 | 克彦 | 企業代表(東邦ガス株式会社)(令和2年度) |
| 長岡俊英 "(株式会社LIXIL)(令和元年度 | 長岡 | 俊 英 | " (株式会社LIXIL)(令和元年度) |
| 平松鋼 一 コミュニティ代表 (八幡) | 平 松 | 鋼 一 | コミュニティ代表 (八幡) |
| 片桐和夫 (新知)(令和2年度) | 片桐 | 和夫 | ッツリス (新知) (令和2年度) |
| 〇西尾和男 (新知)(令和元年度) | 〇西 尾 | 和男 | ル (新知)(令和元年度) |
| ○永 井 英 明 // (岡田) | 〇永 井 | 英明 | // (岡田) |
| 石 井 秀 典 // (旭)(令和2年度) | 石井 | 秀典 | // (旭)(令和2年度) |
| 岡部道生 (旭)(令和元年度) | 岡部 | 道生 | // (旭)(令和元年度) |
| 市 野 恵 元西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想検討 委員会委員 | 市野 | 恵 | 元西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想検討 委員会委員 |
| 吹原美香知多市教育委員(令和元年度) | 吹原 | 美香 | 知多市教育委員(令和元年度) |
| 小 出 真 二 名古屋港管理組合 | 小出 | 真 二 | 名古屋港管理組合 |

※◎会長 ○副会長

知環発第60号 令和2年12月22日

知多市環境審議会 会長 藤 井 敏 夫 様

知多市長 宮 島 壽 男

第3次知多市環境基本計画について(諮問)

知多市環境基本条例第8条第1項の規定による第3次知多市環境基本計画の策定 に当たり、同条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和3年2月9日

知多市長 宮 島 壽 男 様

知多市環境審議会 会長 藤 井 敏 夫

第3次知多市環境基本計画について(答申)

令和2年12月22日付け知環発第60号で諮問のありました第3次知多市環境 基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおり取り まとめましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮されるよう要望します。

記

- 1 基本理念「つくる、つたえる、つなぐ ~未来に続く ふるさと知多~」に基づき、持続可能な社会の実現に向け、既存の取組の一層の推進を図るとともに、 新規の取組の具体化を早期に図るなど、最大限努力してください。
- 2 計画の内容を分かりやすく市民、事業者に伝え、共有を図るとともに、市民、事業者の参画を得た計画の推進に努めてください。
- 3 社会情勢の変化を機敏に捉え、必要に応じた見直しを行い、計画の実行性を高めてください。

別冊

第3次知多市環境基本計画(案)



梅香る わたしたちの緑園都市

第3次知多市環境基本計画

令和3年2月策定

知多市環境経済部環境政策課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電 話 0562-36-2660 (直通) FAX 0562-32-1010

URL https://www.city.chita.lg.jp

E-mail kankyou@city.chita.lg.jp